

第5章 大阪府電子調達システム概要

5.1 大阪府電子調達システム概要

(1) 背景・目的

大阪府電子調達システムは、「e-ふちようアクション・プラン」の主要メニューとして位置付けられており、その目的は、公共工事等に係る入札・契約の事務の電子化により、

- (1)入札の透明性・客観性、競争性の一層の向上
- (2)事務の効率化の実現

を図るものです。

(2) システムの特徴

大阪府電子調達システムは、「電子入札の実現」、「業者情報の一元管理」、「入札契約事務の効率化」の3つの観点から、新しい入札・契約制度の枠組みをつくります。

この3つの観点は、相互補完的に作用します。例えば、電子入札だけを実現したとしても、業者情報の一元管理ができていなければ自動審査は不可能となりますし、事務の効率化ができていなければ入札参加業者数の増大に対しての事務的な対応が困難となります。

電子調達システムの整備にあたって、以下の3つの観点を実現します。

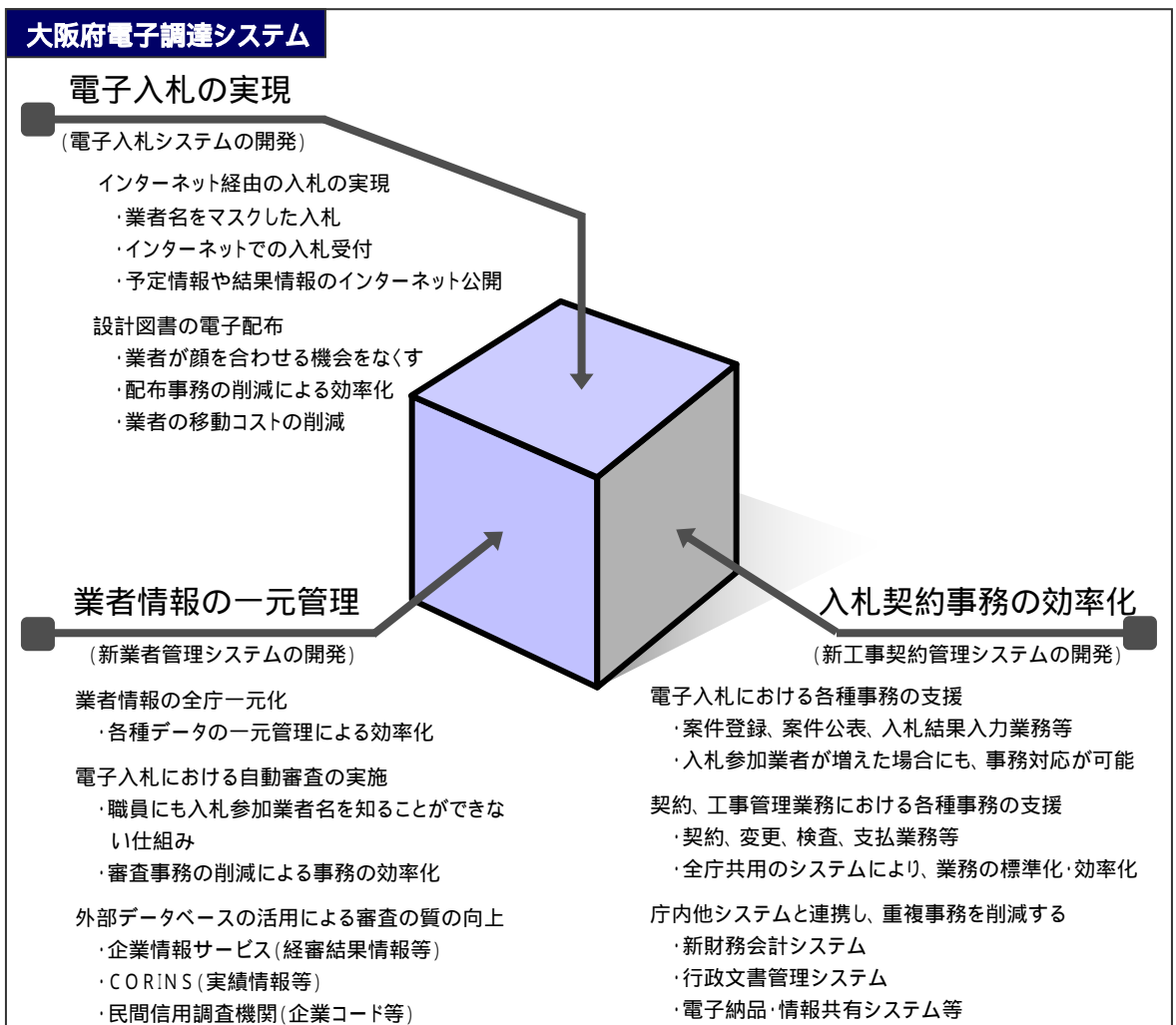


図 大阪府電子調達システムの特徴

5.2 全体構成

(1) システム体系

大阪府電子調達システムは、以下の3つのシステムから構成されます。

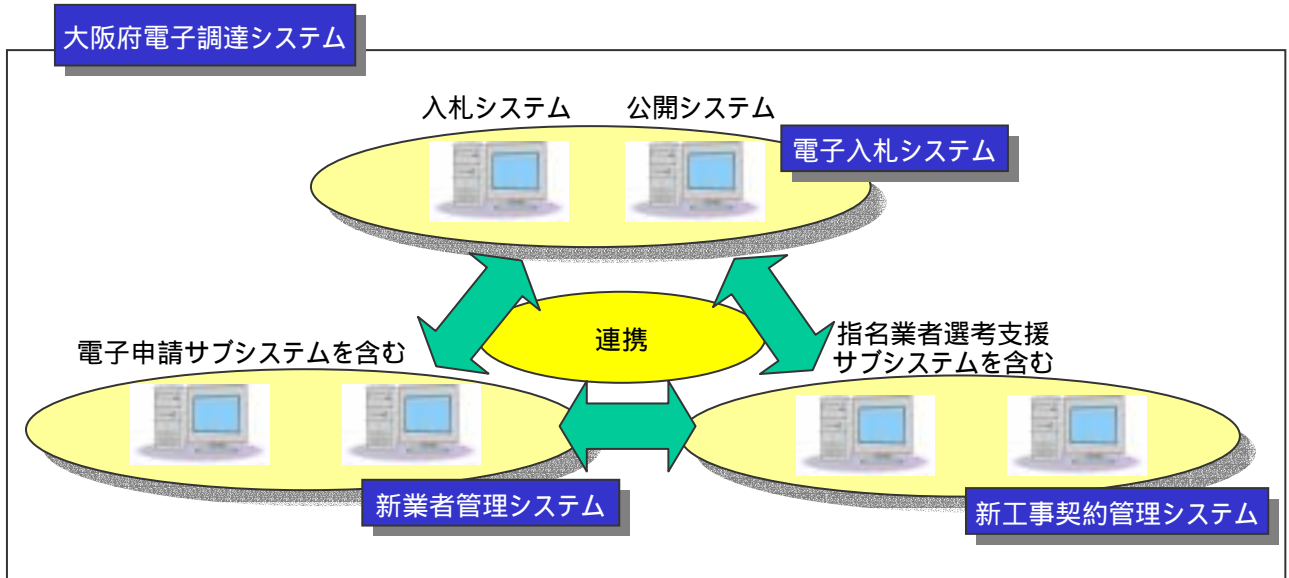


図 大阪府電子調達システム体系図

電子入札システム

入札をインターネットを介して電子的に行うものです。入札システム、インターネットによる公開システムにより構成されます。入札書の提出等に暗号化技術及び電子認証技術を用いて、安全でかつ公平な入札を実現します。

三

新業者管理システム

入札等に参加する業者の情報を一元管理し、業者の選定や審査に利用するものです。入札参加資格申請(業者登録)の受付を行う電子申請サブシステムを含みます。様々な条件指定による照会ができ、業者情報の管理が容易に行えるため、各部署における契約業務の省力化、効率化、正確化につながります。

新工事契約管理システム

調達に関わる一連の事務で必要な資料、書類の作成等を行い、より効率的な入札・契約事務の執行、管理を行うもので、情報をデータベースとして管理します。公共工事等に関わる一連の作業をサポートし、データベースの情報を利用した分析が可能です。また、指名業者を選定するための指名業者選考支援サブシステムを持ちます。

二

(2) 全体構成

大阪府電子調達システムは、発注に関する全部局が共用で利用するものです。また、庁内の各基幹システムや、各種外部情報システムと連携し、公共工事・物品等の発注に関する業務のトータルサポートを行います。

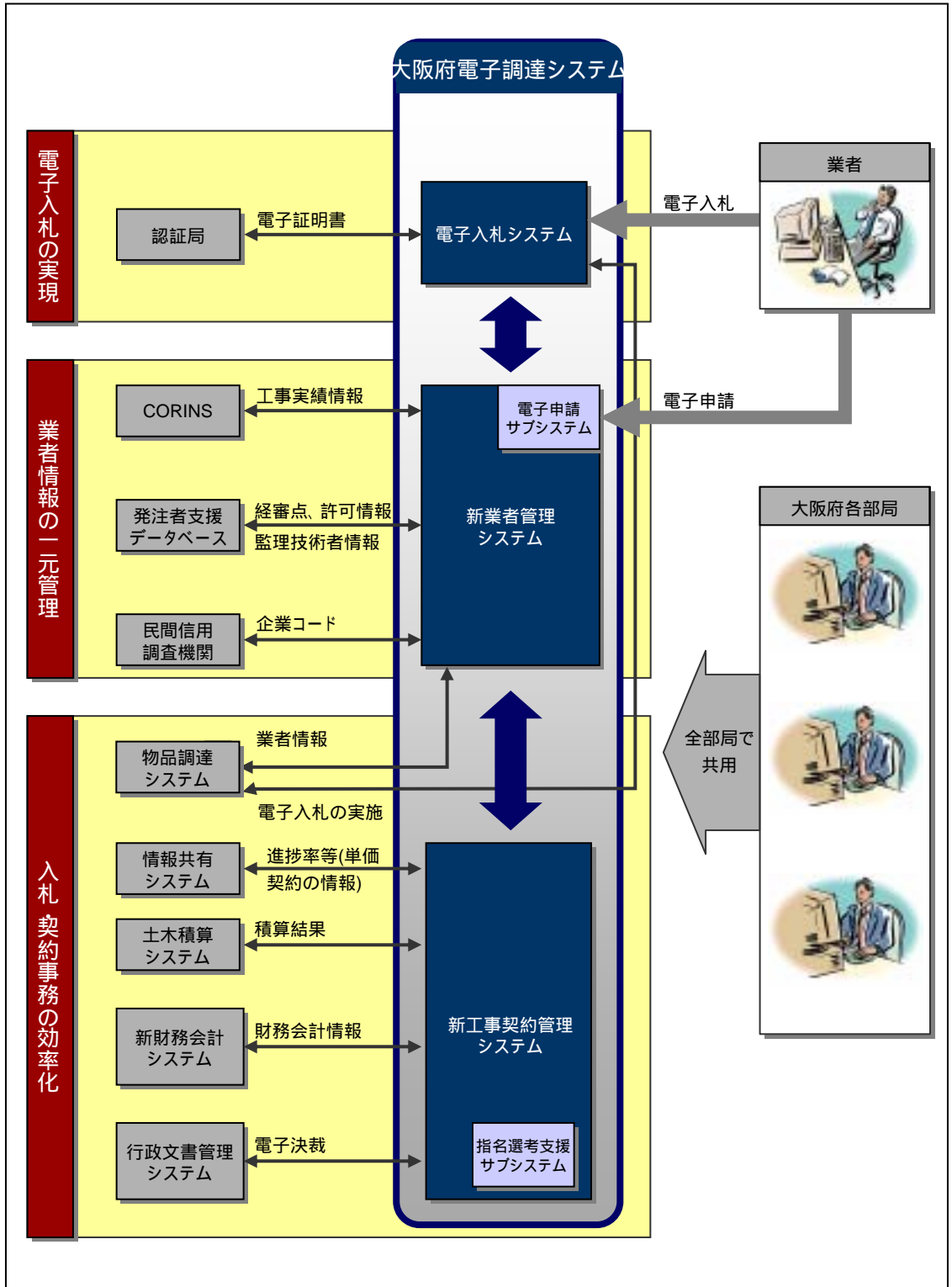


図 電子調達システムの全体構成

5.3 大阪府電子調達システム運用イメージ

(1) 新業者管理システムの運用イメージ

管理する業者情報

ア. 取扱う業者の種類

以下の4種類の業者情報を管理します。各業者につき管理する項目は、4種類の業者情報で個々に異なりますが、基本的に現在管理されている情報(建築都市総務課、用度課で管理)の全てをデータベース化します。

工事業者、測量・建設コンサルタント等業者については、管理コードに民間信用調査機関の企業コードを採用します。また、現在それぞれの部局で個別に管理している業者情報(例.文化財写真測量業者)や、それぞれの部局で個別に公募を行っている業者(例.海上工事、河川浚渫工事業者)についても、一元的にデータベースで管理します。業種については、許可業種(現在管理している)に加えて希望業種も管理できるようにします。また、現在は管理されていない工事成績点や表彰情報についても管理します。

建築都市総務課、用度課で行っている業者管理などの業務を集約化する入札・契約センターの検討も始まっています。

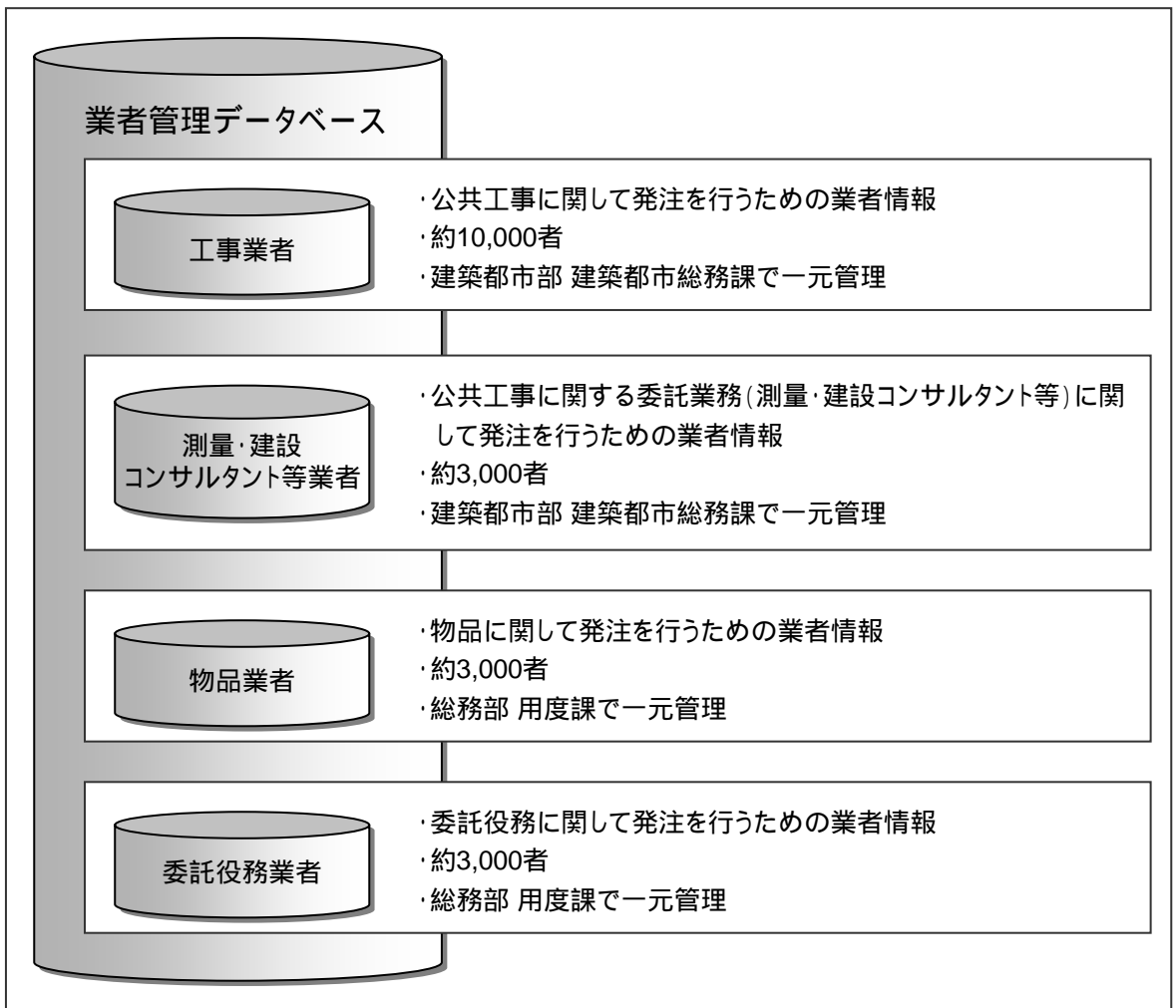


図 取扱う業者の種類

業務集約後には入札契約センターにて業者情報を一元管理します。

イ. 経常JV・特定JV等の管理方法

工事業者については、現在は一般競争入札業者と指名競争入札業者の2種類のデータベースを管理していますが、これを統合し単一の工事業者データベースとして管理します。

また、経常JVについては、現在と同様に工事業者の一部として管理します。

表 工事業者の管理方法

業者の種類		現在の管理方法	新システムでの管理方法
工事業者	一般競争入札業者	管理している	統合して管理する
	指名競争入札業者	管理している	
	経常JV	管理している	管理する
	特定JV	管理していない	管理する

特定JVについては、入札の都度に受け付けた特定JVの情報を、データベースとして管理します。ただし、特定JVは入札の都度に構成業者が変わるため、受け付けた特定JVの全てをデータとして集積することの必要性は高くありません。特定JVでの受注実績等は特定JVとしての実績管理を行うとともに、JVの出資比率に応じて各構成業者に振り分け、個々の業者情報として活動実績が反映される仕組みとします。

経常JVについては、経常JVとしての集積管理を行うとともに、各構成業者への活動実績反映も行います。

また協同組合等については個々の業者（現在の指名競争入札業者等）と同様に管理しますが、JVと同様に各構成業者への活動実績反映も行います。

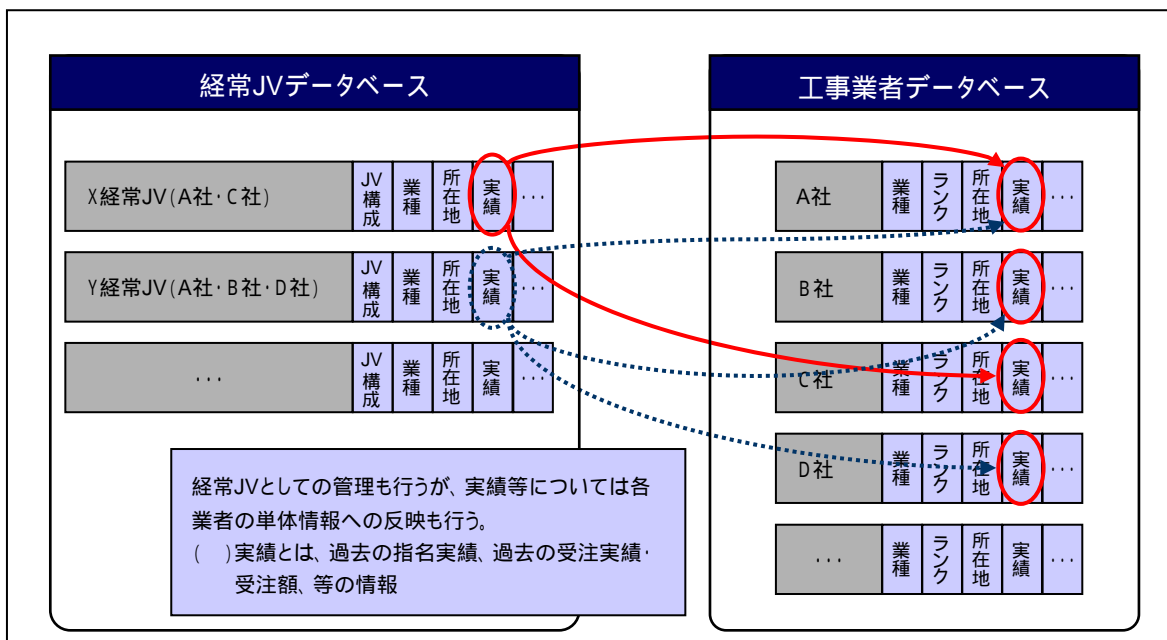


図 経常JVの管理イメージ

電子申請(入札参加資格申請)

ア. 電子申請の流れ(ICカードを使った場合)

電子入札は、電子認証用のICカードを利用するため、電子申請においてもこのICカードを活用できるようにします。

ICカードを取得した業者は、大阪府の電子申請サブシステムにアクセスし、ICカードをカードリーダーに挿入します。電子申請サブシステムはICカードの本人性検証のため、認証局の認証情報を確認します。

次に、電子申請サブシステムはICカードに格納されている情報から「企業名」を取り出し、これを民間信用調査機関のデータベースに照会します。このデータベースは該当する企業を自動的に検索し、該当企業の企業コードを返します。なお企業名による検索のため、同一の企業名が複数存在する場合があります。その場合は、業者自身が確認し、業者名以外の情報(業種等)により自らがどのデータに該当するかを選択します。

以上により、ICカードの登録と企業基本情報の登録が自動的に行われます。その他の詳細情報については、電子申請の画面上で入力します。具体的な項目としては、業種、有資格技術職員、ISO、障害者雇用数等があります。

申請された情報は、大阪府職員が審査を行い、格付を行います。

格付終了後、その結果は認定通知書として業者にホームページを通じて発行します。

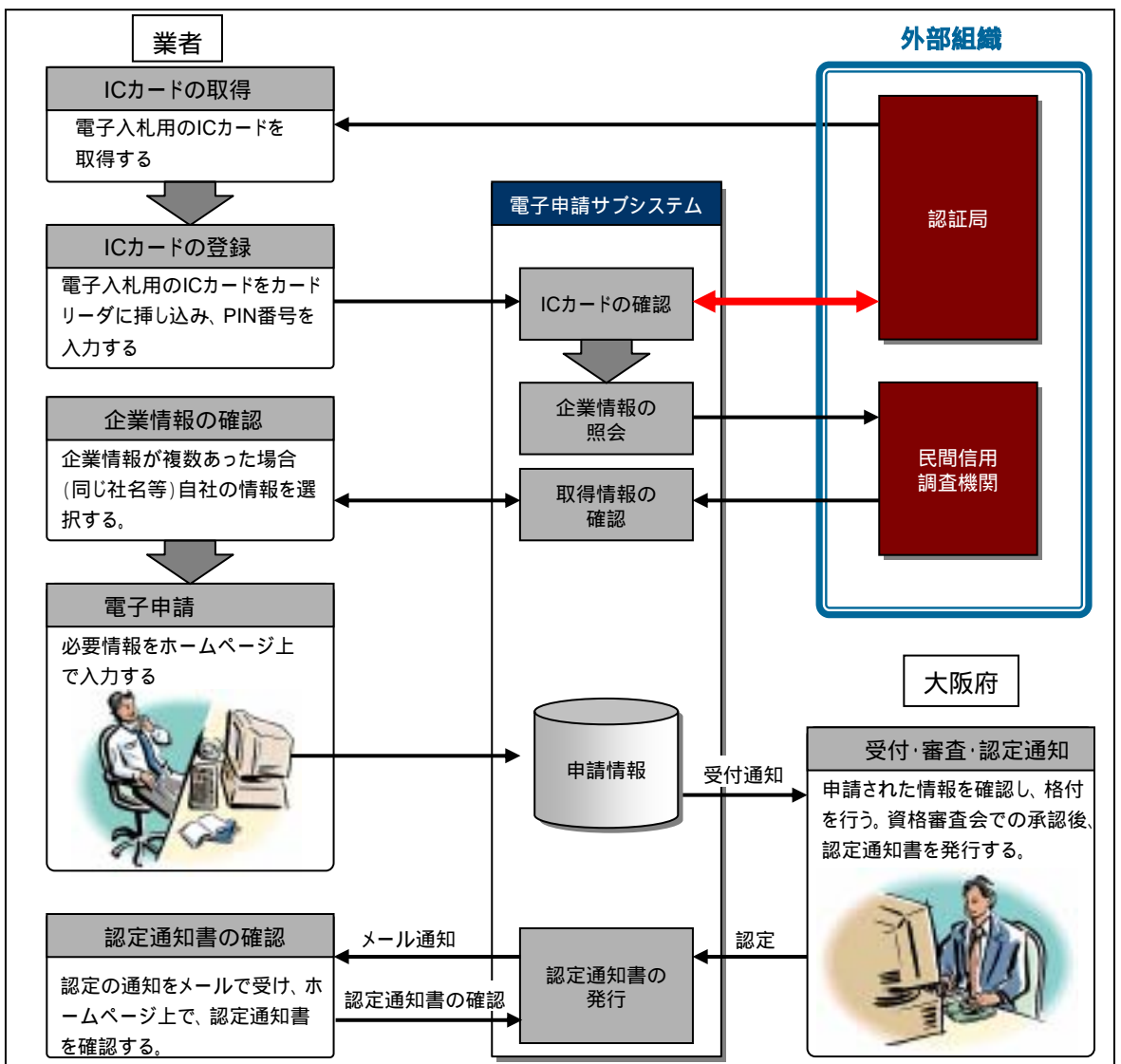


図 電子申請の流れ(ICカードを使った場合)

イ. ID・パスワードの管理

ICカードは電子入札に参加する場合のみ必要とするものであり、全ての業者にICカードの取得を求める必要はありません。ICカードを取得する必要のない業者については、従来どおりの電子申請を受け付けます。

従来型の電子申請では、ID・パスワードを用いて業者を管理します。ID・パスワードは、現在電子申請で受け付けているものを継続利用します。新規に電子申請を行う業者は、業者の本人性を確認できる書類を持って府庁で利用申請を行い、ID・パスワードの交付を受ける必要があります。

ウ. 随時受付制度への移行

現在は業者や経常JVについて、1ヶ月程度の期間を定めて集中的に申請を受け付けています。今後は、新しい電子申請サブシステムの整備に伴い、随時受付を行うことにより業者サービスの向上・業者の受注機会拡大を促進します。随時受付を可能とするために、資格審査会は月1回程度開催します。

また職員の作業効率性の観点から、随時受付を行いつつも受付の推奨期間を定め、現在のように集中的に受付業務を行うこととします。

エ. 電子申請の一元化

全ての電子申請について、電子申請のポータルサイトで一元的に受付を行います。

申請のうち、工事業者、測量・建設コンサルタント等業者については建築都市総務課で一元的に申請を受け付けます。なお審査は基本的に建築都市総務課が行いますが、個別の専門的観点からの審査が必要な業者に関しては、この審査の部分だけを当該部局が行います。認定結果通知は、建築都市総務課が一元的に行います。また、専門的観点からの審査を行うためには、一般的項目以外の特殊な項目についても電子申請で入力させることが必要です。そのため、電子申請で受け付けるフォームを簡易に作成できる仕組みを用いて、個別審査を行う部局があらかじめ独自のフォームを準備します。

また、口座情報も管理することにより、現在財務会計システムで行っている債権債務登録も一元管理します(但し、普通会計のみ)。

物品業者、委託役務業者については、用度課で一元的に申請受付・審査・認定通知を行います。

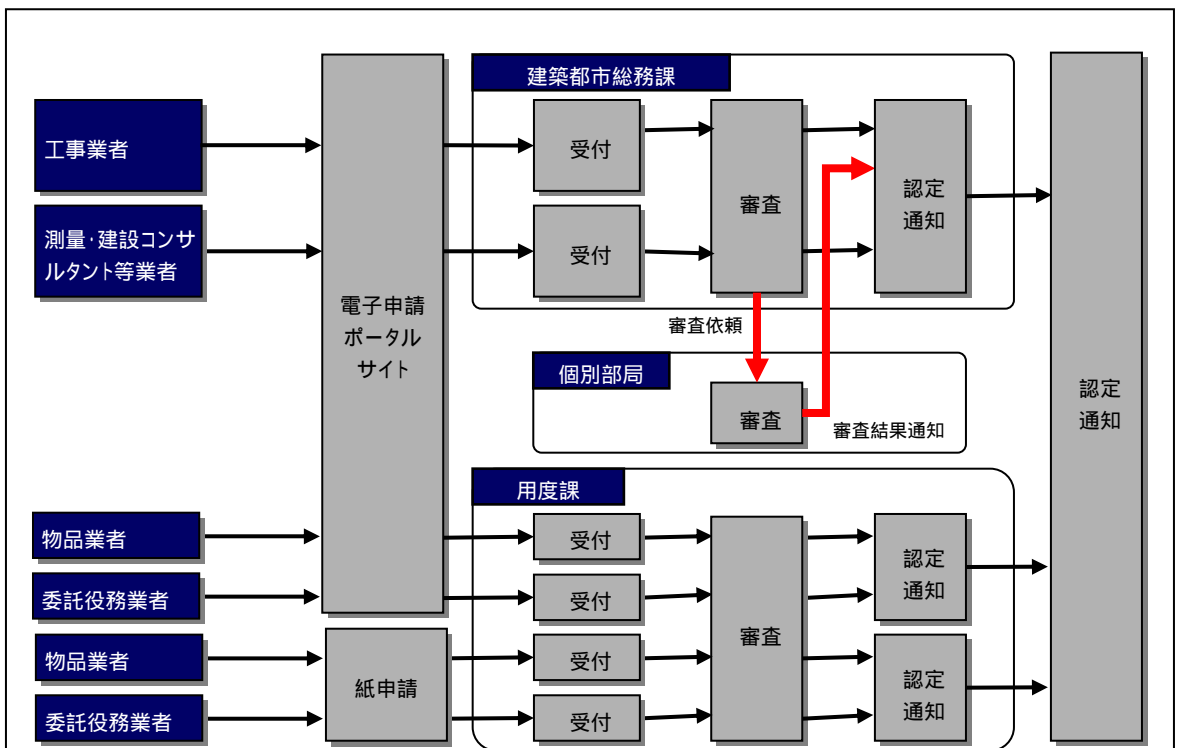


図 電子申請の一元化

将来的には業者情報の申請業務等は入札・契約センターに統合します。

業者情報の公開・更新

ア. 業者情報の公開

現在は建築都市総務課の管理している業者情報を、年間1回冊子として各部局に配付するとともに、「業者情報8部局提供イントラシステム」を用いてデータ形式で各部局に提供しています。

新業者管理システムではこれらの機能を吸収し、最新の業者情報を全ての発注部局が庁内ホームページから直接参照できるようにします。

イ. 業者情報の変更・更新

業者情報に変更があった場合は、基本的に業者が自己申告します。変更内容は変更届として、電子申請システムで受け付けます。電子申請サブシステムは変更届を受け付けると、建築都市総務課(物品等の場合は用度課)の担当職員にメール通知します。担当者職員は内容を確認し、必要な内容に関しては責任者の承認を得た上で、システムに変更情報を反映します。

さらに、業者情報が新しくなっていることを職員が発見した場合(たとえば業者が倒産していた場合)に、その変更内容を反映する仕組みをつくります。各部局の担当職員が個別に情報を変更すると情報の統一管理ができない場合が考えられます。そのため、変更内容の一次入力各部局の担当職員が入力した変更内容と入力した職員名を建築都市総務課(物品等の場合は用度課)の担当職員が確認した上で、システムに変更情報を反映します。

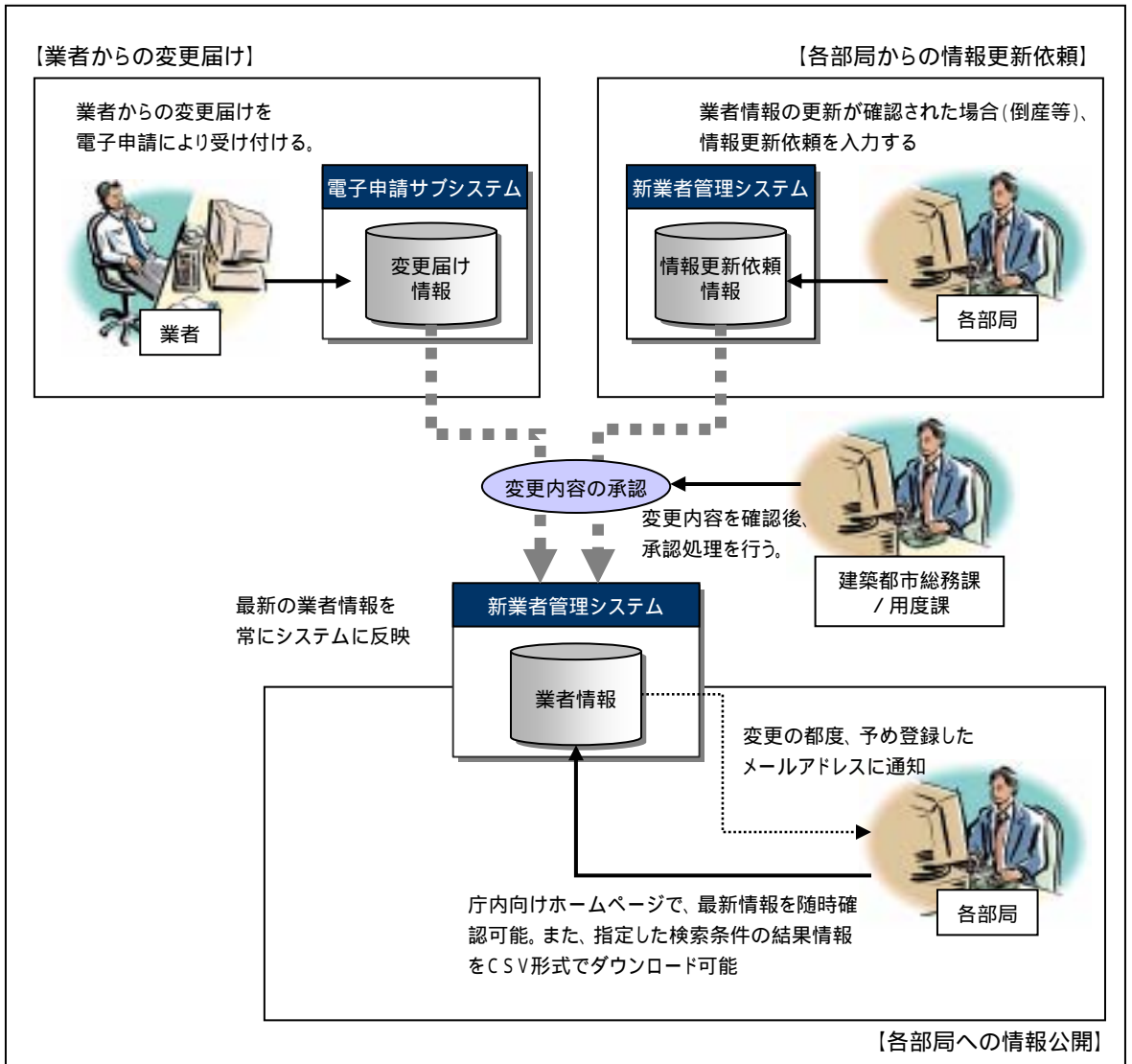


図 業者情報変更の流れ

(2) 新工事契約管理システムの運用イメージ

工事計画業務

ア 概算額の管理

全庁統一のシステムとすることで依頼元から依頼先への概算依頼(見積)をシステム上でを行い、行政文書管理システムで決裁後、依頼を受ける側で、その情報を参照しシステムへの投入を行います。概算額を設定した内容は、行政文書管理システムで決裁後、依頼元と共有できるようになります。

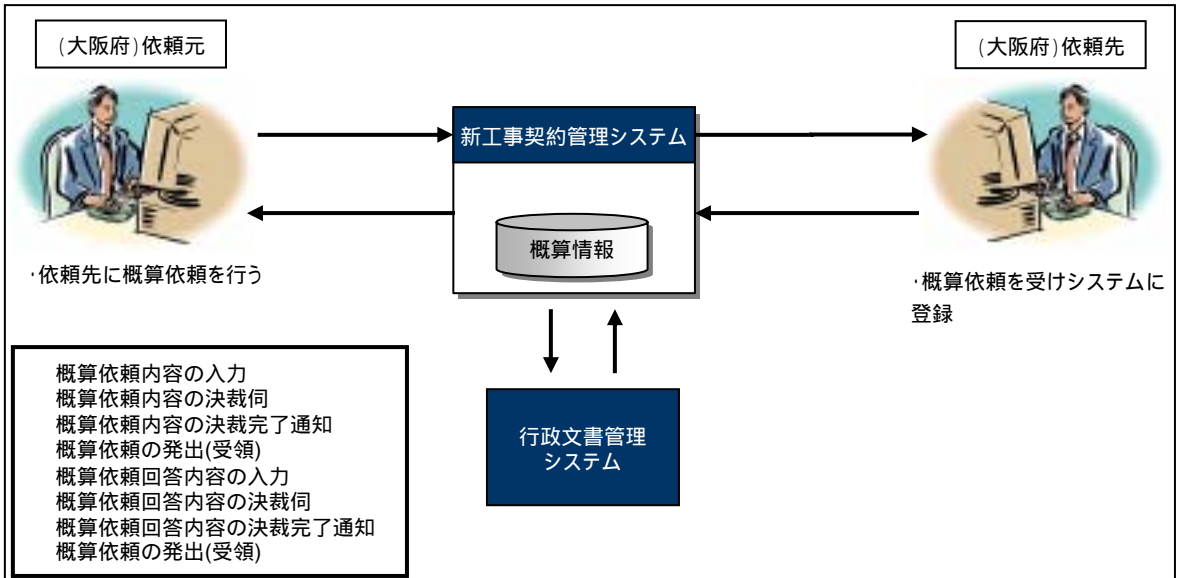


図 概算額の管理

イ 発注予定情報の管理

発注予定情報の登録、随時修正や公開時には新工事契約管理システムから電子入札システムへ情報連携を行い公開システムを通じて公表が可能です。

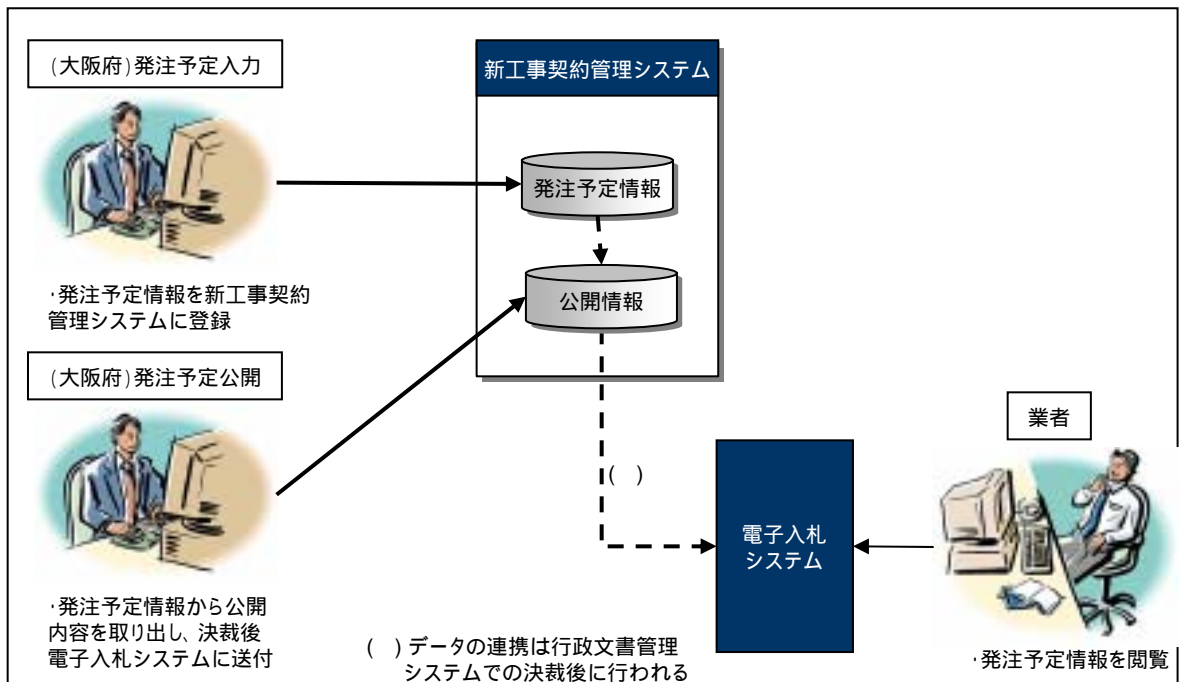


図 発注予定の管理

ウ. 予算・認可額の管理

国庫補助事業については、認可額を履歴管理して交付申請書の作成支援を行います。認可額については国の機関によって、申請様式が異なるため、加工可能な形式での出力を行うことで対応できません。府の予算については財務会計システムのデータと連携を行い、新工事契約管理システムで管理できるようにします。さらにシステムを連携することにより、新工事契約管理システムで工事単位の一元的な予算管理が可能となります。また、発注予定情報の登録により、予定と実績の管理が可能となります。

さらに新システムでは財務会計システムの予算額をもとに、個所別の予算登録を行い財務会計システムの予算額や配当額については、工事契約管理システムから直接参照して最新の情報を取得できます。普通会計以外の部局で財務会計システムと連携できない場合は、直接入力可能とします。

予算・認可額の管理を行うことにより、工事契約管理の全般において各工事案件を体系立てて管理することが可能となり、支払い管理や統計情報管理等、工事契約管理業務を効率的に進めることが可能となります。

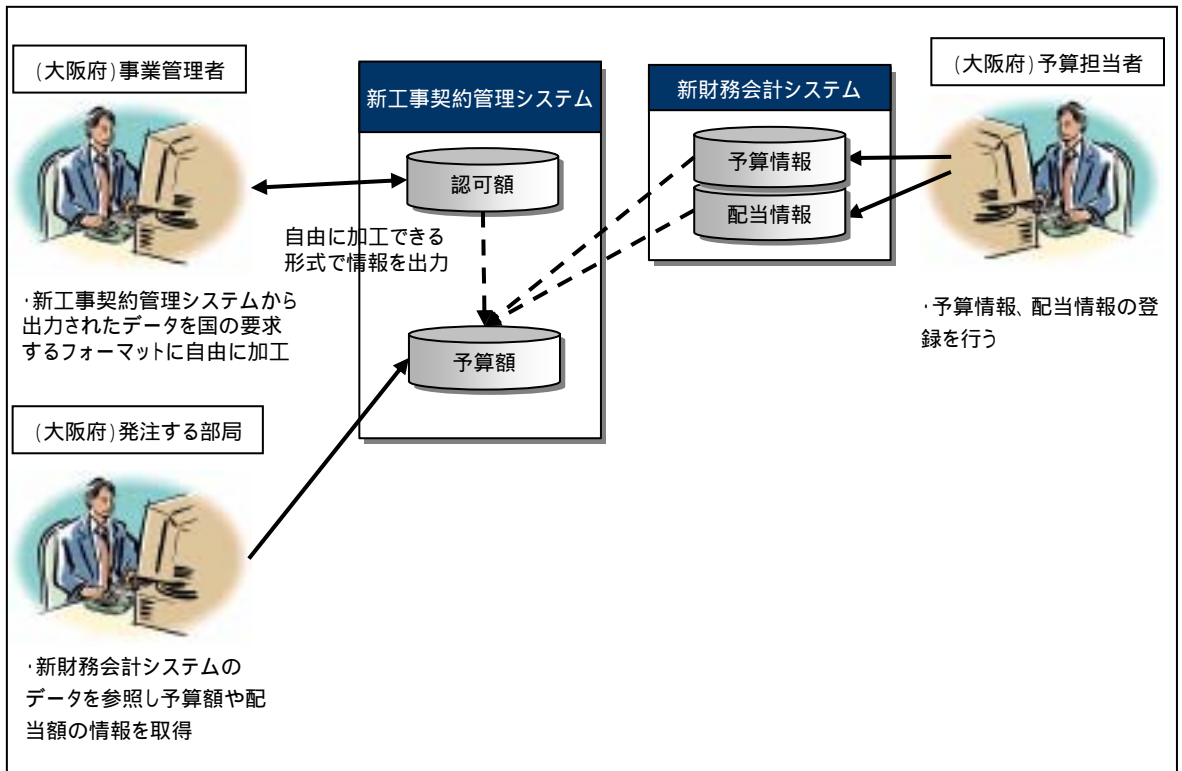


図 予算の管理

設計業務

ア. 設計書入力業務(設計書甲号作成と施行伺業務の統合と作成)

今まで、設計積算業務担当者が設計書甲号を作成し、その情報を基に、事務担当者が施行伺いや財務会計システムの入力を行っていました。この事務を設計積算業務担当者が、設計書情報を入力することで、自動的に施工伺いの決裁や予算の仮差引を行えるようなシステムを構築します。

また、電子納品された図面等をもとに、設計図書がダウンロードできるようなシステムに登録します。

さらに、一般競争入札・公募型指名競争入札の募集案件の登録や、現場説明会等の会場予約の登録も可能です。

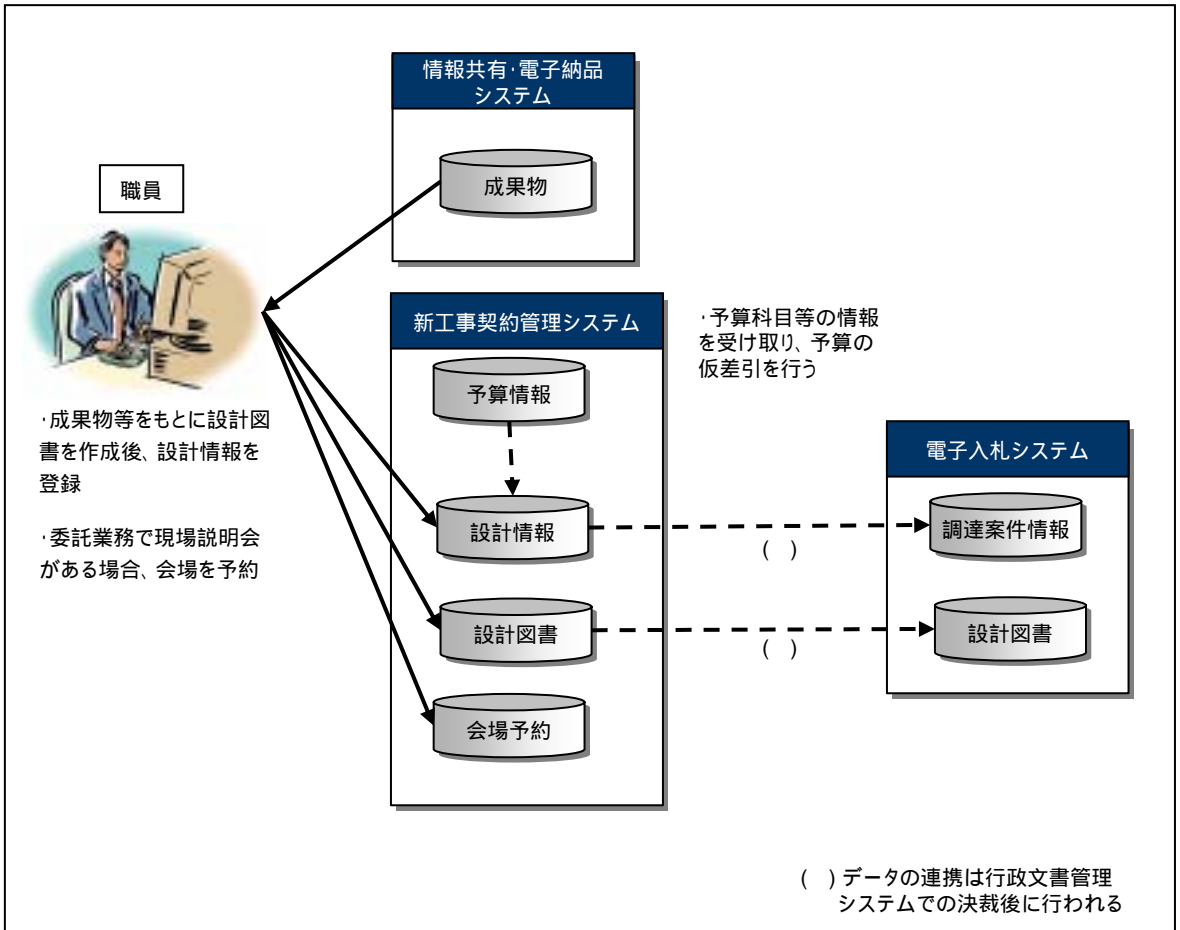


図 設計書入力業務

契約業務

ア. 契約情報の登録

電子入札システムと連携を行うことで、入札結果を受け取り契約業務を行います。また契約情報の登録後に新財務会計システムへ情報を自動的に送る事で業務の効率化を行います。

契約情報として契約金額、契約日等を登録し、経費支出伺業務として契約金額や予算科目等を新財務会計システムに格納することで予算の差引を行います。

また、技術者や監督職員についても管理を行い、技術者については従事期間をもとに重複チェック、監督職員の登録内容から監督員の選任通知書等を作成します。

変更契約情報の登録については、設計金額、契約金額の変更履歴管理、工期変更内容の履歴管理を行います。また、内容変更による負担行為額変更については新財務会計システムの経費支出伺行と連携して、負担行為番号や変更金額等の情報を新財務会計システムに格納します。

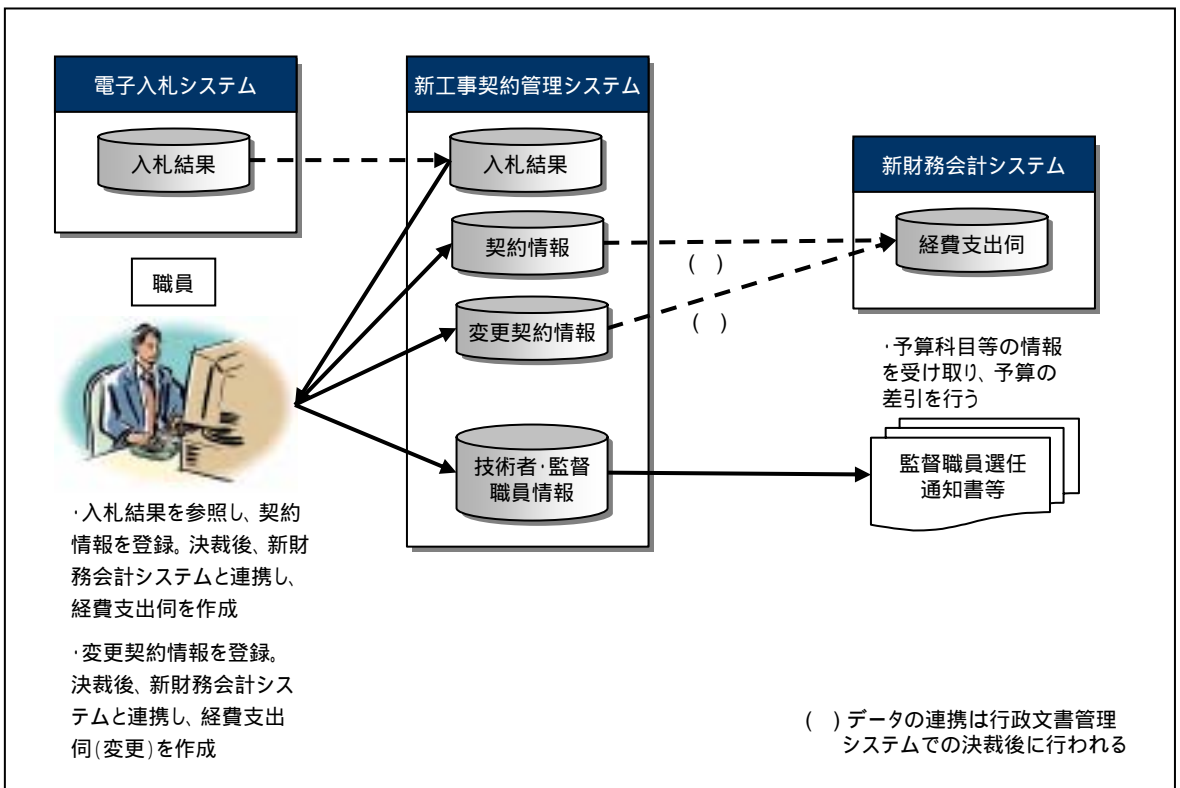


図 契約業務管理

検査・支払業務

ア. 検査情報の管理

検査業務について検査結果を管理しその情報を業者管理システムへ連携します。

検査業務では検査予定情報、出来高設計額、履歴登録、検査調書等作成を行います。検査予定情報では、工期末等から対象工事を抽出、任意に対象工事の抽出、検査予定を設定して予定表等を作成します。指定検査や出来高検査については出来高設計額の登録を行います。

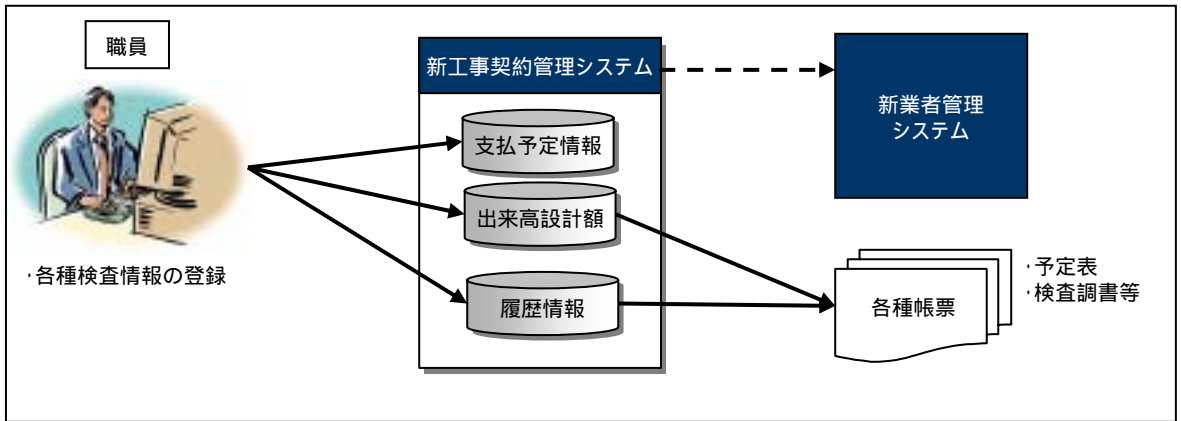


図 検査業務

イ. 支払情報の管理

支払業務について検査や部分払算出結果等の情報を自動的に新財務会計システムへ連携することで作業効率化を行います。

支払業務では指定検査や出来高時の支払時に部分払額の計算を行います。また、引渡日の管理や支払額の履歴管理を行います。

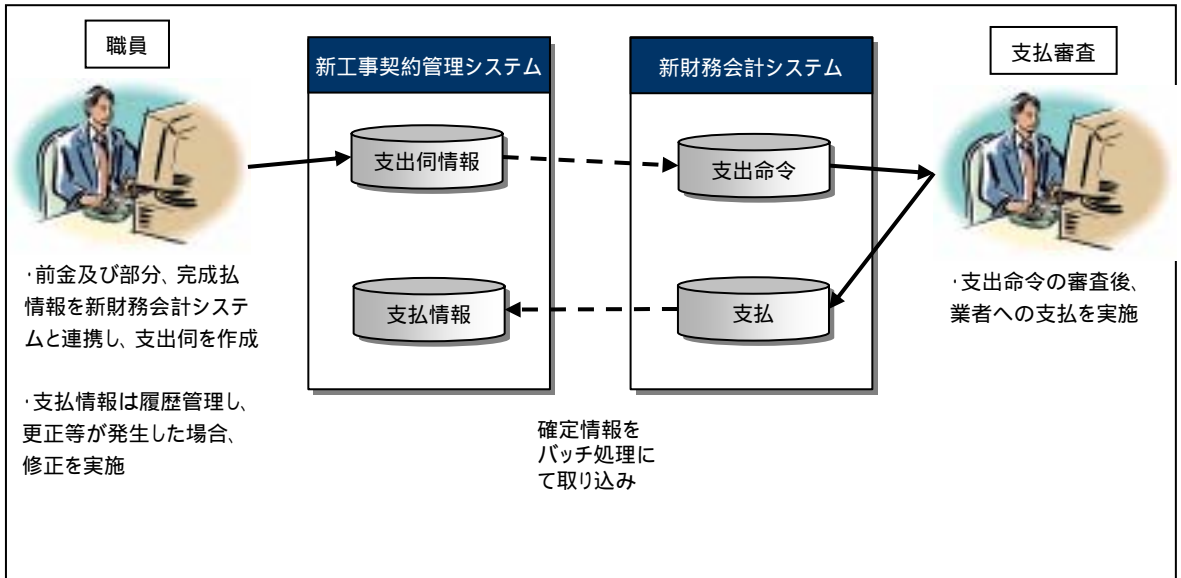


図 支払業務

協定・単価契約業務

ア. 協定業務の管理

ガス・水道・鉄道等と協定を結んで工事を行う場合に、当初の協定内容を登録します。また、協定に関する変更内容を履歴管理し、検査内容の登録を行います。

協定工事に関して、新工事契約管理システムで管理する項目は、以下の図のようになります。またこれらの情報を管理して、各種統計帳票への反映を行えるようにします。

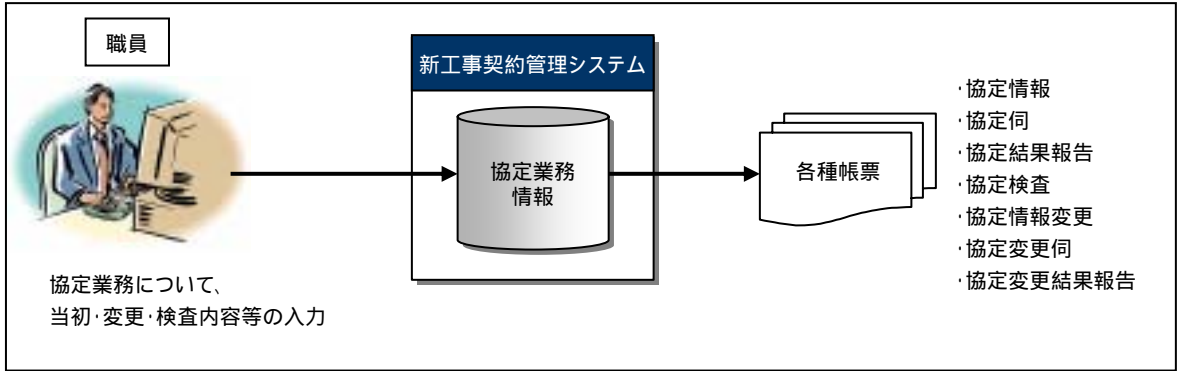


図 協定業務の管理

イ. 単価契約業務の管理

単価契約についての各種事務手続きをシステム化します。

単価契約に関して、新工事契約管理システムで管理する項目は、以下のようになります。またこれらの情報を管理して、各種統計帳票への反映を行えるようにします。

また単価契約業務については、土木積算システムと連携し、工種等の情報の二重入力を防ぎます。

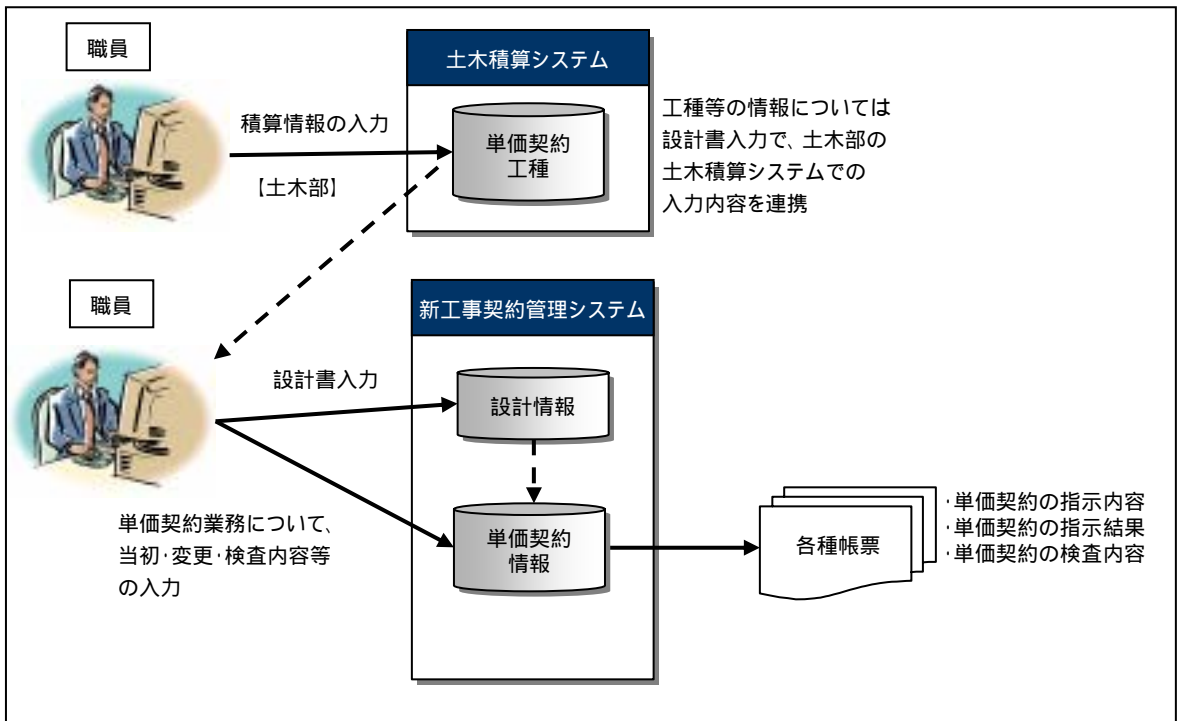


図 単価契約業務の管理

統計資料作成業務

ア. 統計資料作成支援

新工事契約管理システムで登録した情報や情報共有等で取り込んだ情報を利用して、各種統計資料を作成します。また、集計した情報や公開情報をデータとして提供し、様々な調査等の作業に対する支援を行います。

出力媒体については、管理していない項目の追加入力が可能ないように、データとして提供し、OAツールを用いて補完入力できるようにします。

統計帳票の具体例としては、以下のものがあります。

- ・事業推進関連帳票(進捗状況等)
- ・会検調書作成時の基礎資料
- ・事務監査調書
- ・決算調書
- ・その他、管理帳票等

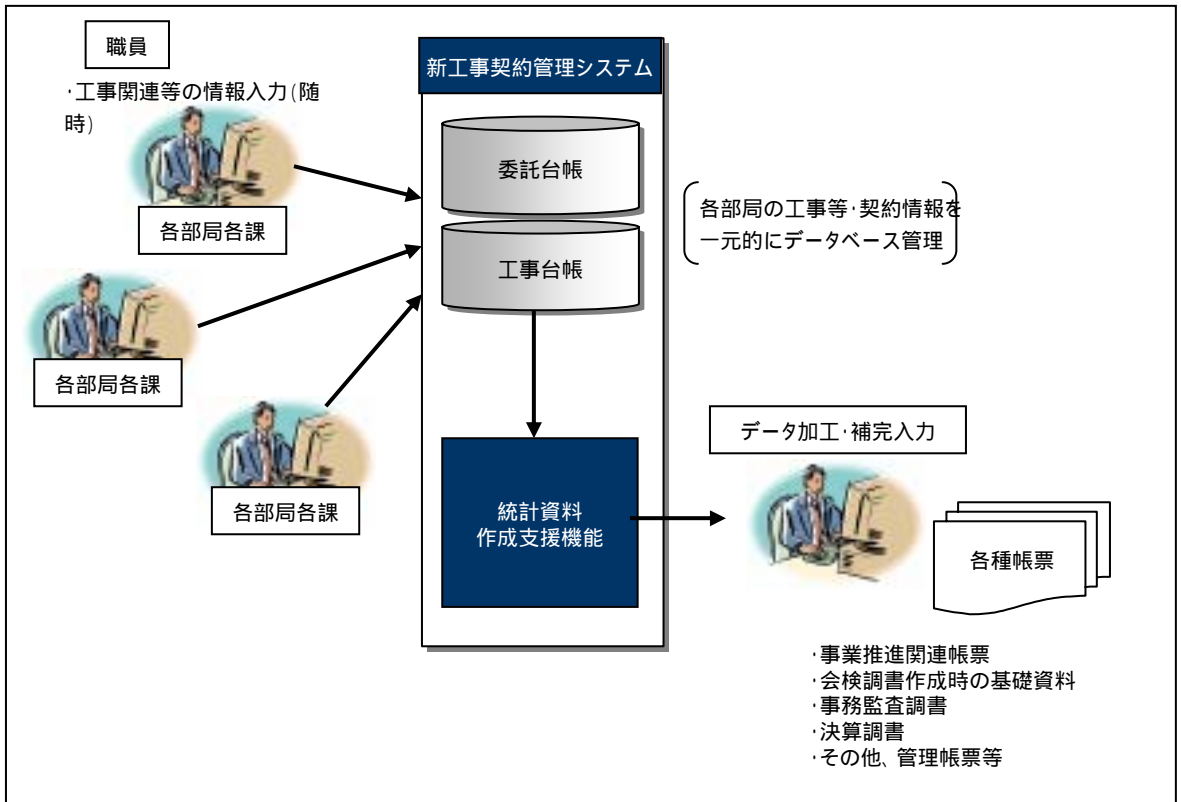


図 統計資料作成業務

(3) 電子入札システムの運用イメージ

入札方式の拡大

ア. 対応する入札方式

平成14年度開発では、建設工事の一般競争入札、公募型指名競争入札の2方式について開発しますが、平成15年度以降開発では、以下の表のように対応する入札方式を増やします。

表 対応する入札方式

	建設工事	測量・建設コン サルタント等	物品調達	委託役務
一般競争入札	(1)			
公募型指名競争入札				
実績評価型指名競争入札		-	-	-
工事希望型指名競争入札	(1)	-	-	-
指名競争入札				
特命随契			-	
見積合わせ			-	
公募型プロポーザル	-		-	-
標準型プロポーザル	-		-	-

【凡例】

記号	内容
	平成14年度開発で対応済み。
(1)	入札時VEについては平成15年度以降開発で対応する。
	平成15年度以降開発で対応する。
(1)	現行業務では該当方式がないが、システムとしては平成15年度以降開発で対応する。
-	現行業務では該当方式がなく、システム化もしない。

自動審査

ア.自動審査の流れ

自動審査は、業者からの入札参加を受け付ける形態の入札方式(一般競争入札・公募型指名競争入札・実績評価型指名競争入札)で実施します。

個々の入札案件に対して参加の意思を持つ業者は、入札説明書を読み、自社が入札参加資格を満たしているかを確認します。

参加条件を満たしていることが確認できれば、業者は大阪府の入札システムにアクセスし、自社のICカードでログインした後に、該当案件への入札参加資格申請を行います。

入札参加資格申請を受け付けた段階で、電子入札システムは新業者管理システムに問い合わせを行い、自動審査対象項目について、設定された必要条件を満たしているかを自動的に審査し、結果を随時通知します。条件を満たしていなかった場合は、条件を満たしていないため参加できない旨とその理由(どの条件が欠格していたか)を画面に表示し、業者は入札をすることはできません。条件を満たしている場合は、自動審査が完了した旨の「競争参加資格通知書」を画面上に表示します。

業者はこの画面を印刷して、入札時まで保管する必要があります。

競争参加資格通知書を発行した時点で、入札の事前審査は終了します。

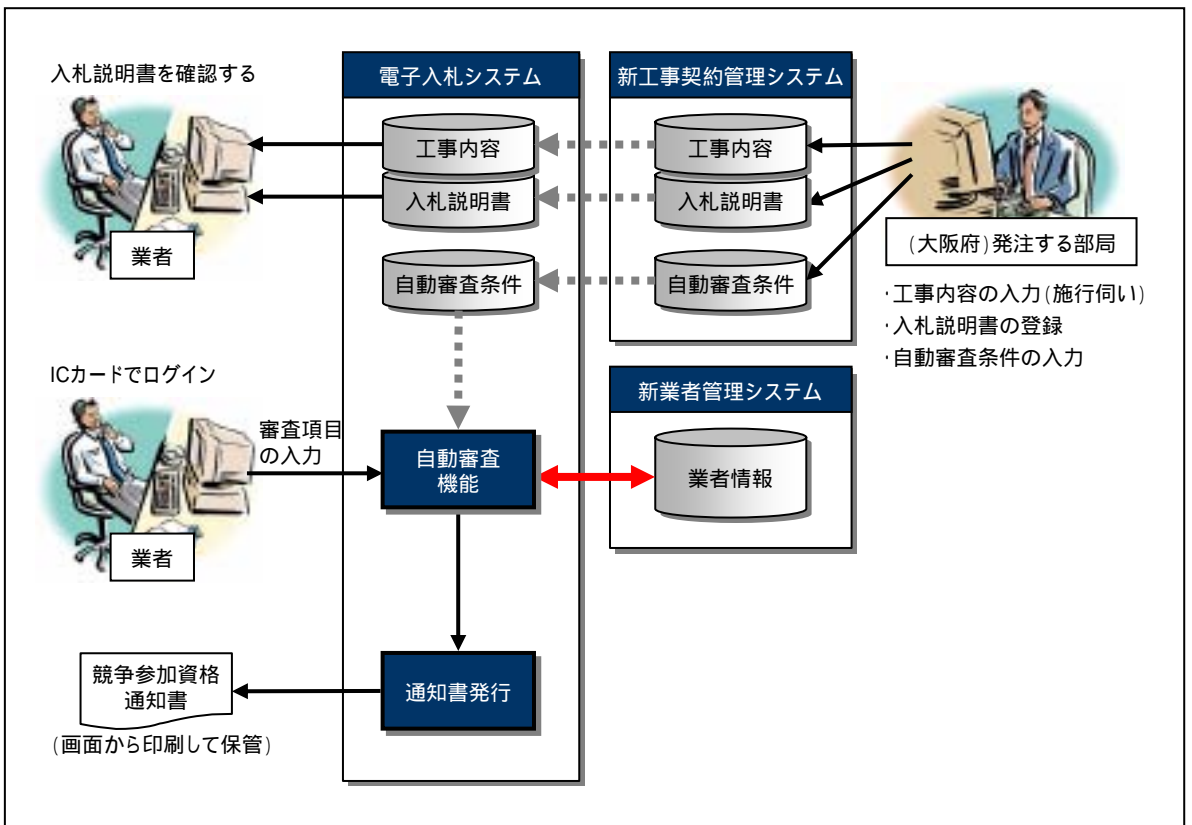


図 自動審査の流れ

指名選考支援

ア. 指名選考支援の流れ

指名選考支援は、業者を大阪府が能動的に指名する形態の入札方式(指名競争入札)で実施します。指名選考支援は大きく、一次的選考と二次的選考とに分かれます。

一次的選考では、職員は指名選考に必要な前提条件を決定し、指名選考支援サブシステム(新工事契約管理システムのサブシステム)に入力します。前提条件には、業種、必要ランク、所在地、実績の有無、過去の指名回数、過去の受注実績、工事成績点、等があります。前提条件を入力すると、その条件を満たす業者が自動的に抽出されます。ただし抽出結果については、職員が指名業者名を知ることができないようにするため、表示・印刷はされません。

この一次的選考では、条件に該当する業者を全て抽出するため、場合によっては数十から数百の業者が抽出されることがあります。この全ての業者に指名をすることは効率的でない場合は、二次的選考によりさらに業者数を絞り込むことが必要となります。

二次的選考では、一次的選考の結果からシステムがランダムに抽出を行う方法です。ただし、個々の案件についてはランダムに選考されますが、案件全体で見れば指名回数に偏りができないように、指名回数をカウントする等の配慮を行います。

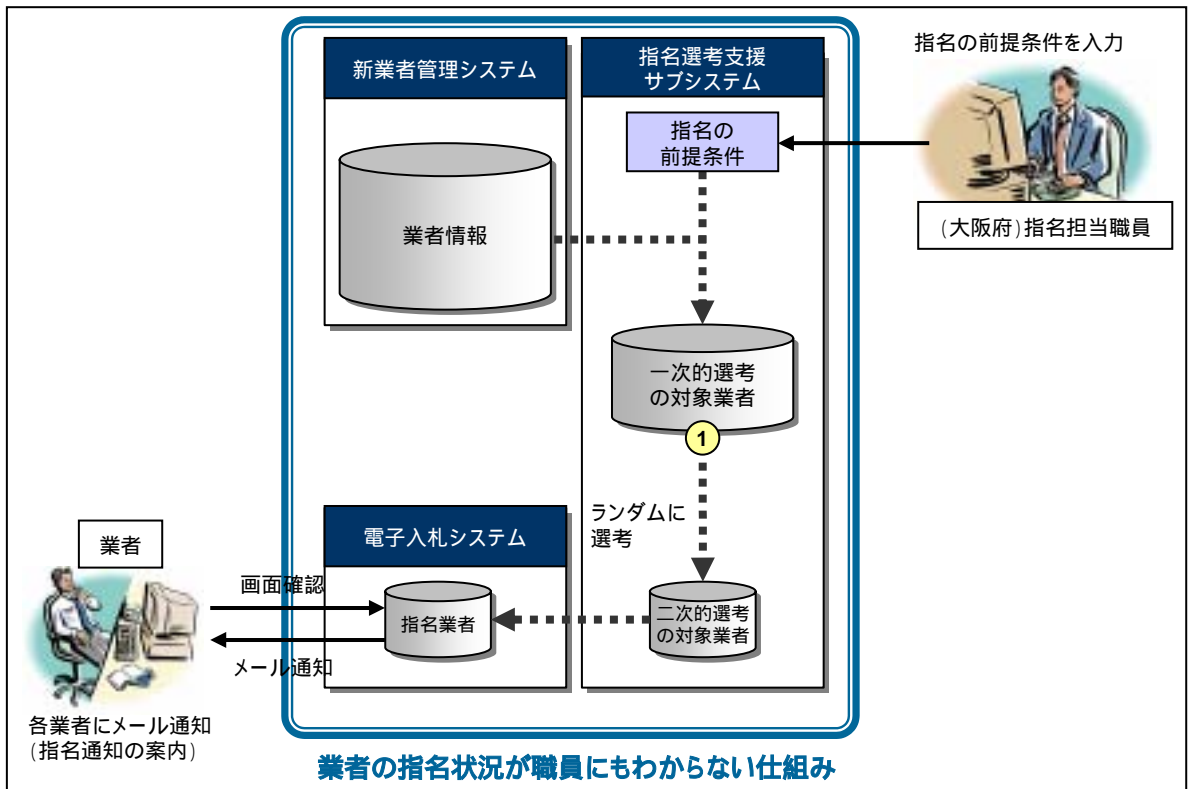


図 指名選考支援の流れ

内訳書確認支援

ア. 内訳書確認支援の流れ

入札時に、業者が適正な見積努力をしていることを判断するために、業者に対して内訳書提出を求めます。内訳書の内容としては、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書総括表、種目別内訳書及び科目別内訳書を提出を求めます。

電子入札では、電子入札では、入札金額の入力時に内訳書の添付を求めます。添付するファイルの様式はあらかじめ大阪府が指定します。ファイルの形式は、表計算ソフト形式(Excel等)とします。入札の受付時には添付ファイルの有無をチェックし、内訳書の添付のないものに対してはアラート(警告)を出力し、再度添付を求めるようにします。

低入札価格調査確認支援

ア. 低入札価格調査確認支援の流れ

一般競争入札や公募型指名競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定します。この金額を下回って入札を行う業者に対しては、入札時に詳細な積算内訳書を提出させ、施工の能力等について審査を行います。

電子入札では、低入札価格調査基準価格を下回って入札を行う業者に対しては、入札金額の入力時に詳細な積算内訳書の添付を求めます。添付するファイルの様式はあらかじめ大阪府が指定します。ファイルの形式は、表計算ソフト形式(Excel等)とします。入札の受付時には添付ファイルの有無をチェックし、内訳書の添付のないものに対してはアラート(警告)を出力し、再度添付を求めるようにします。

システムアクセス権限

ア. 予定価格等自動算出機能へのアクセス権限

予定価格等自動算出機能については機密情報を扱うため、アクセスできる職員を限定する必要があり、強固なアクセス権限の設定が必要となります。

アクセス権限にはLGPKIのカードとID・パスワードを用いてログインを行います。LGPKIのカードにより職責の認証を行い職責毎の権限を付与し、かつID・パスワードによって個人の権限を与えます。このようにアクセス権限を職責毎で一度絞込みさらに個人に権限を与え2重にアクセス管理をすることによりセキュリティの向上を図ります。

システムの利用時にはLGPKIのカードを保持しているものは、必ず先にLGPKIのカードからログインを行い職責を明らかにしID・パスワードにて個人を認証する必要があります。

(4) 関連システム連携イメージ

庁内の関連システム

ア. 電子納品システムとの連携

a. 連携内容

電子納品される設計図面に対し、工区割り等の工程でCADソフトによる加工・修正を行い新工事契約管理システムに登録します。納品図面と発注図書は内容が異なるためシステム間の直接連携は行いませんが、将来的には設計図書管理システム(仮称)等を経由し、連携することが想定されます。

b. 運用イメージ

設計担当者は、電子納品システムから建設・測量コンサルタント等より納品された設計図面をクライアント端末にダウンロードします。その後、現場条件等をもとに積算等他システムにより編集して設計図書を作成します。

その後、作成された電子データをPDFファイルに変換し、電子配布用設計図書として新工事契約管理システムに登録します。

将来構想としては、設計図書管理システム(仮称)を構築しクライアント端末で作成した設計図書を設計図書管理システムに登録します。このシステムから入札参加業者が見積もりを行う上で必要となる図書を配布用設計図書として工事契約管理システムに引き渡すという運用が想定されます。

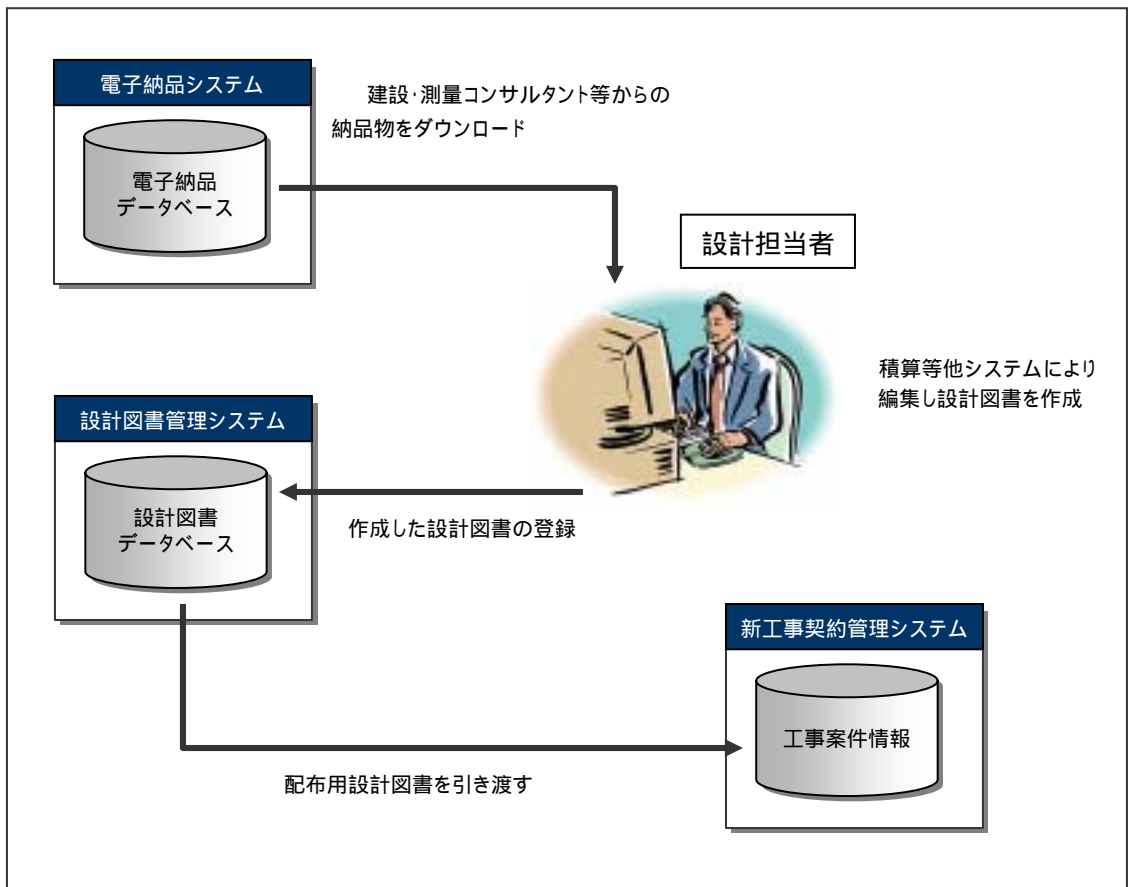


図 設計図書作成における運用イメージ(将来構想)

イ. 情報共有システムとの連携

a. 連携内容

入札結果登録後に新工事契約管理システムから工事情報、設計図書等を情報共有システムへ引き渡します。また、進捗管理において情報共有システムで扱う工事進捗率等の現場情報を新工事契約管理システムから参照します。

b. 運用イメージ

情報共有システムの工事案件登録において、工事契約番号等の入力情報をキーにして自動的に新工事契約管理システムに登録されている工事情報を取得・反映します。これによりすでにシステムに登録されている既存情報の二重入力なくなります。

また新工事契約管理システムの進捗管理画面において情報共有システムへのリンクボタンを押下すると工事契約番号をもとに該当工事ページが表示され、工事進捗を管理するために必要となる情報（進捗管理情報、打合せ簿、工事写真等）が参照できます。

また情報共有システムより進捗率等のデータを取得することで工事契約管理システムにて工事の進捗状況の確認が可能です。

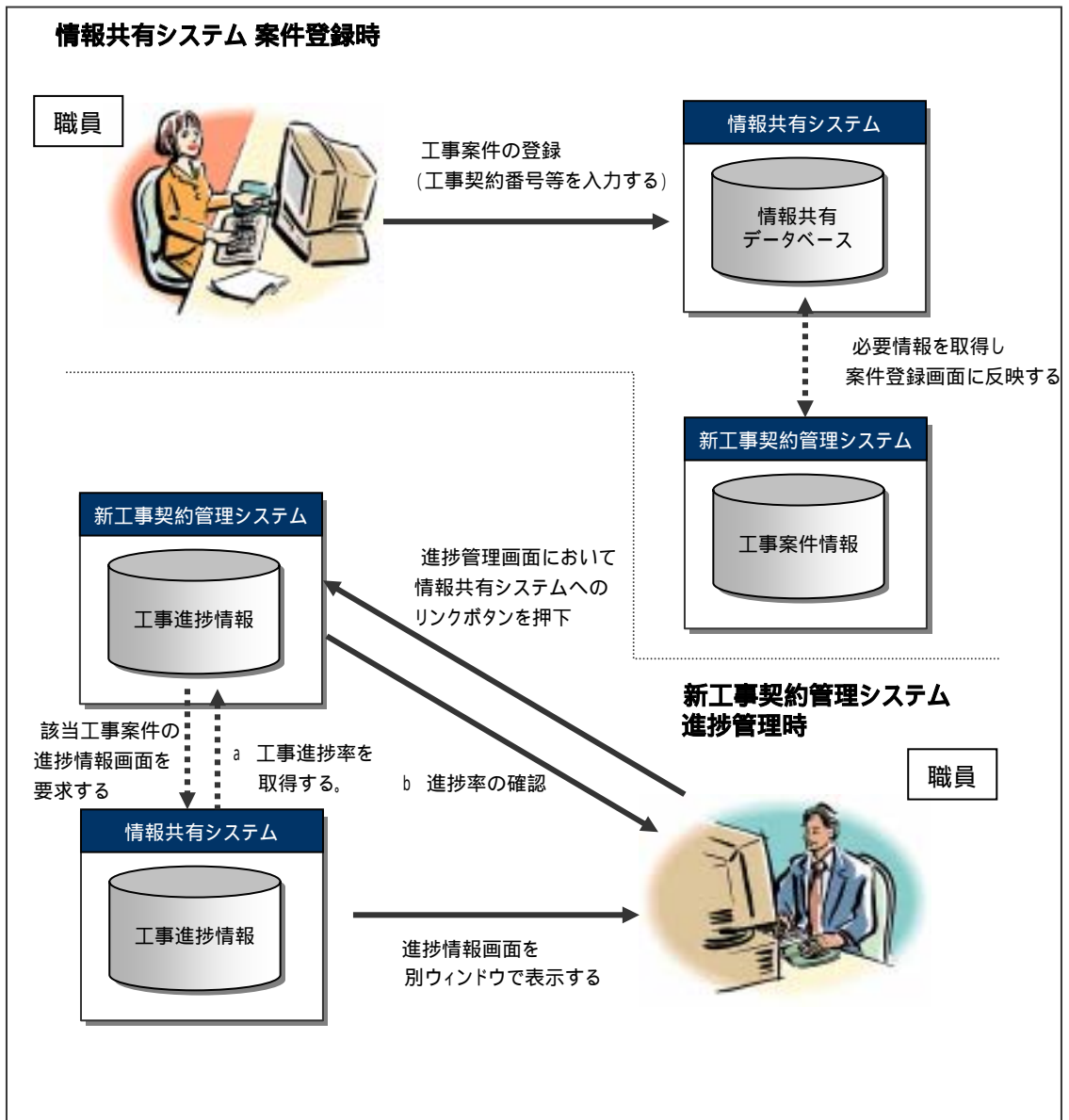


図 情報共有システムの連携イメージ

ウ. 物品調達システムとの連携

a. 連携内容

物品調達における業者情報、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札における入札業務において物品調達システムと連携します。

b. 運用イメージ

物品調達システムとの連携においては業者管理及び一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札時の入札業務を電子調達システムで担います。

業者情報については業者管理システムにて情報の一元管理を行うため、物品・委託役務業者の登録を行います。その業者情報を利用し、物品調達や委託役務の発注に利用します。

一般競争入札・指名競争入札時の入札業務については電子調達システムで行い、入札に必要な入札説明書、カタログ、設計図書等や入札後の契約業務以後については物品調達システムで作成、管理を行います。

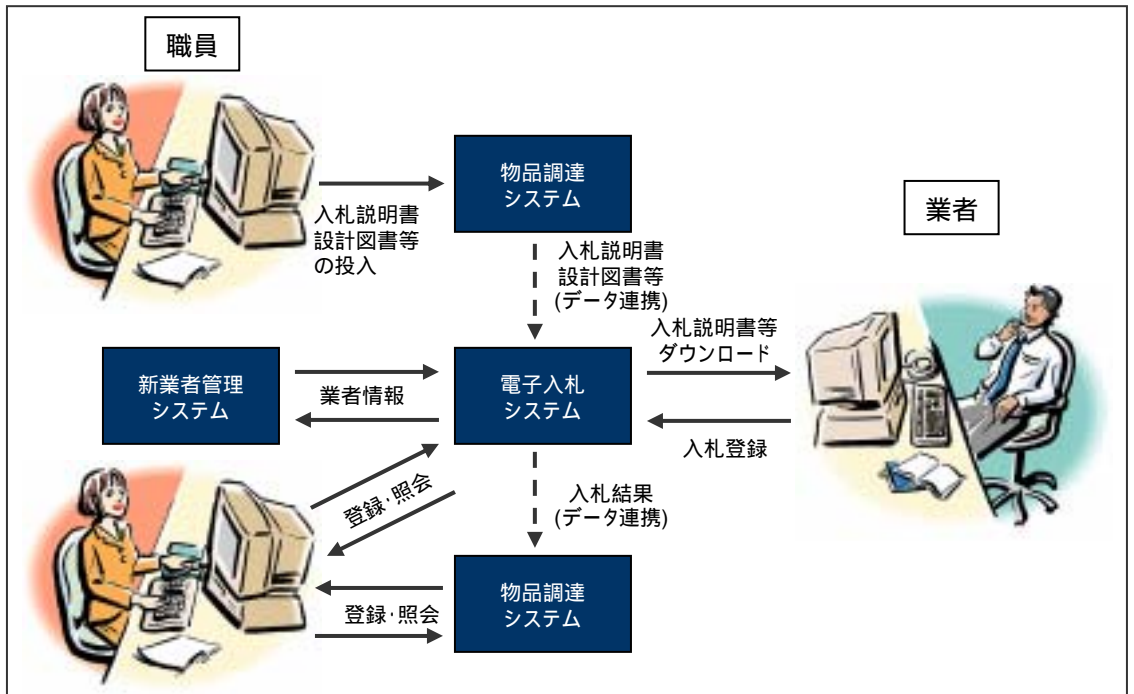


図 一般競争入札・指名競争入札・公募型指名競争入札の場合

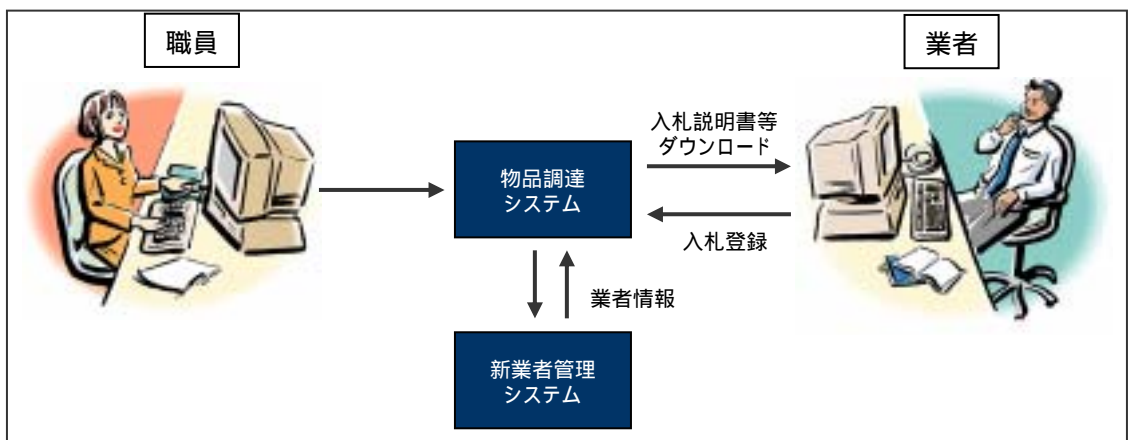


図 一般競争入札・指名競争入札・公募型指名競争入札以外の場合

エ. 新財務会計システムとの連携

a. 連携内容

業者情報の住所、商号、口座情報等を新業者管理システムで管理し、予算登録、配当額登録、経費支出伺、支出命令、支払等を新工事契約管理システムと連携します。

b. 運用イメージ

業者情報の登録時に口座情報等も登録を行い、新業者管理システムで一元管理を行います。新業者管理システムで登録されたデータは新財務会計システムとデータ連携します。連携にあたって新財務会計システムと業者コードで関連付けを行い連携を行います。新財務会計システム側での管理コードとしては業者番号に区分番号を付加し債権者登録番号として管理を行います。予算登録や、支出伺等を工事契約管理システムから投入することで新財務会計システムとデータ連携することができます。

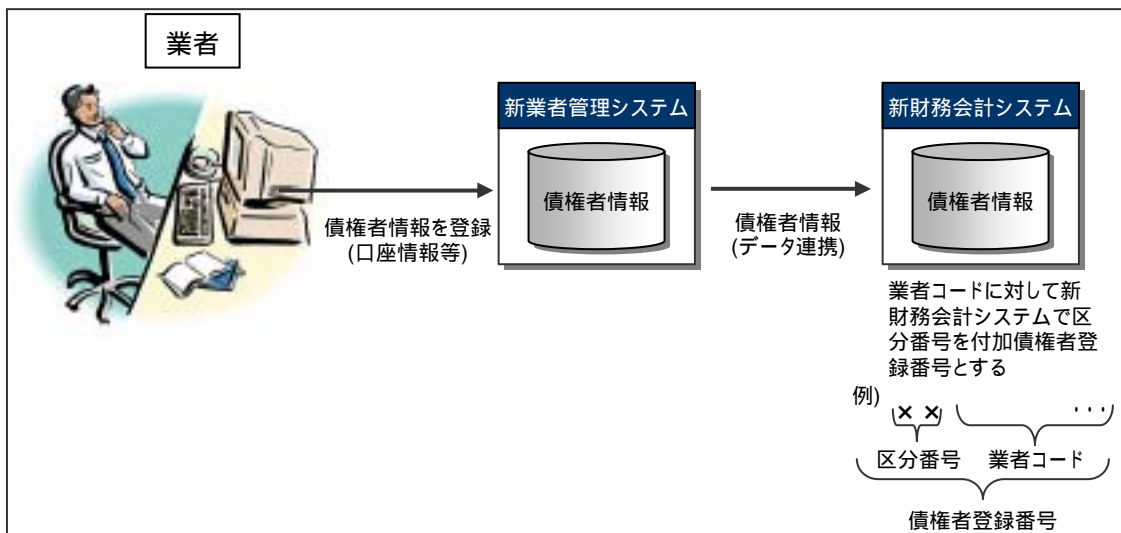


図 業者情報の共有

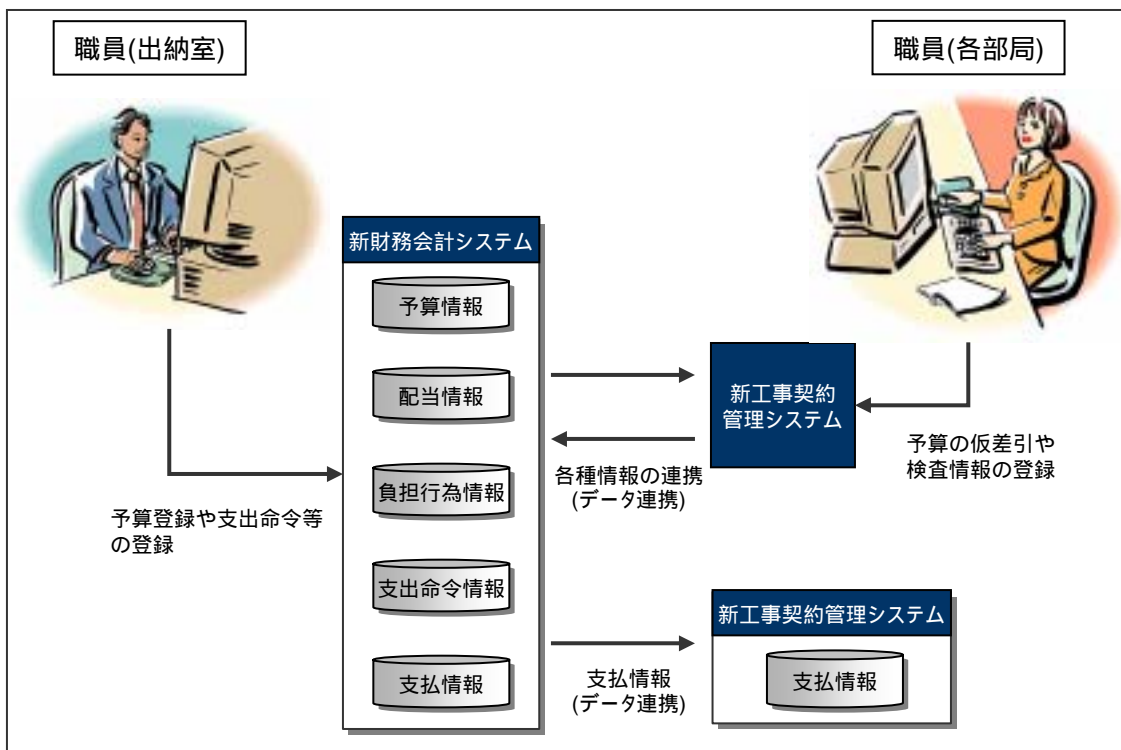


図 財務会計システムとの関係イメージ

オ. 行政文書管理システムとの連携

a. 連携概要

施行伺、回答書、変更伺、出来高設計、検査結果等の各タイミングで行政文書管理システムと連携し、電子決裁を行います。

b. 運用イメージ

起案者は、新工事契約管理システムに必要な内容を入力します。内容に誤りがないかを確認後、伺い処理として新工事契約管理システム上に保存します。保存されたデータは、新工事契約管理システムから行政文書管理システムに自動的にファイル連携します。行政文書管理システムでは1号様式を自動的に作成し、起案者の作成した文書は1号様式の添付書類として保存されます。新工事契約管理システム上では、作成した内容を「決裁待ち」というステータスで保存します。

決裁者は、行政文書管理システム上から、起案者の作成した文書を確認します。文書の内容を承認できる場合は、行政文書管理システム上で決裁処理を行います。決裁処理がなされたと同時に、行政文書管理システムは新工事契約管理システムに決裁完了情報を伝え、新工事契約管理システムは、「決裁待ち」のステータスで保存されていたデータを、「決裁完了」と変更します。

起案者は、新工事契約管理システム及び行政文書管理システムの双方で、決裁が完了したことを確認できます。

なお、電子入札システムと行政文書管理システムの連携も同様のフローとなります。

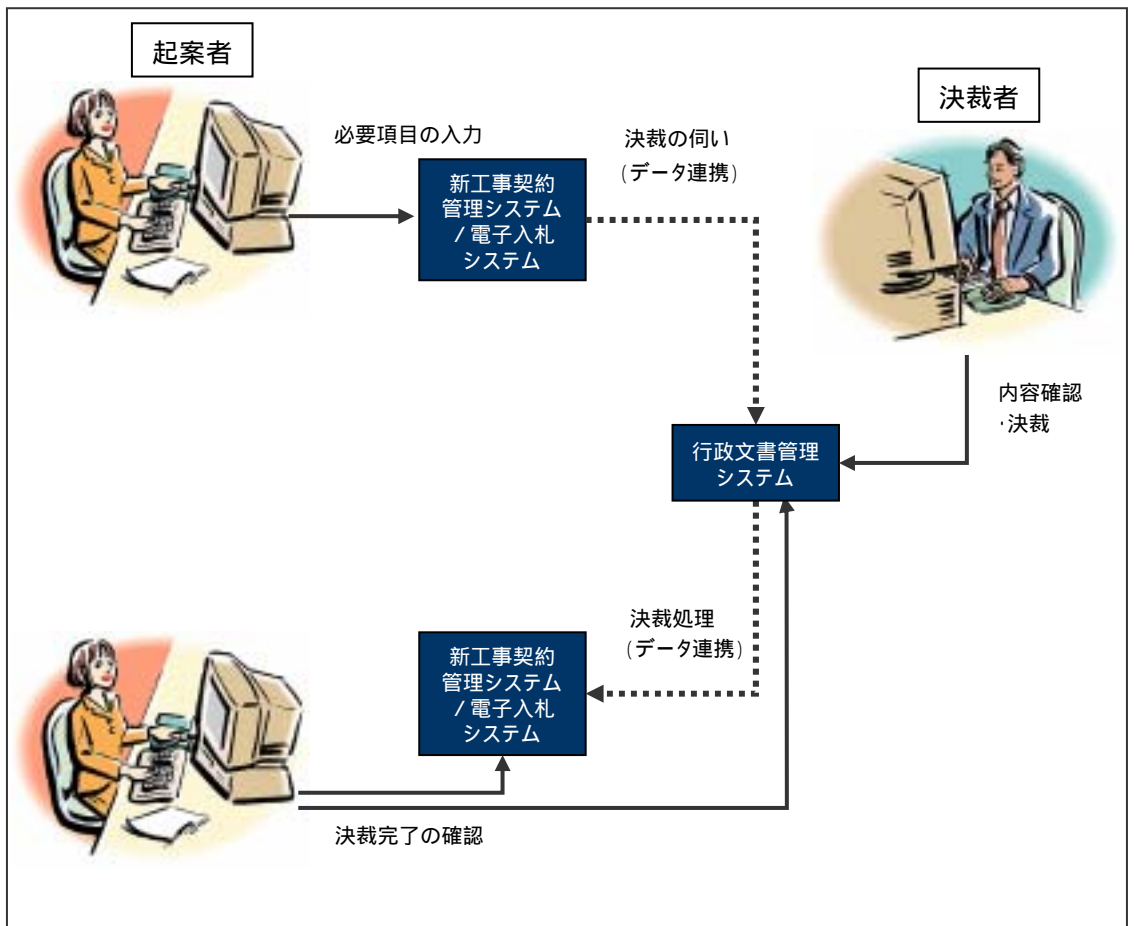


図 電子決裁の運用イメージ

庁外の関連システム

ア CORINS(工事实績情報サービス)との連携

a. 連携内容

工事实績等の情報を新業者管理システムに取り込んで、自動審査及び指名業者選考支援、格付け時に利用します。

また契約時審査において技術者の専任制を確認することも可能になります。

本システムにおいては技術面についても審査、格付けの対象とすることを想定して、詳細CORINSサービスを利用することとします。

b. 運用イメージ

CORINSのデータベースを直接提供サービスによって新業者管理システムに取り込みます。データは基本的に週1回、更新されますので中間サーバを経由してダウンロードします。

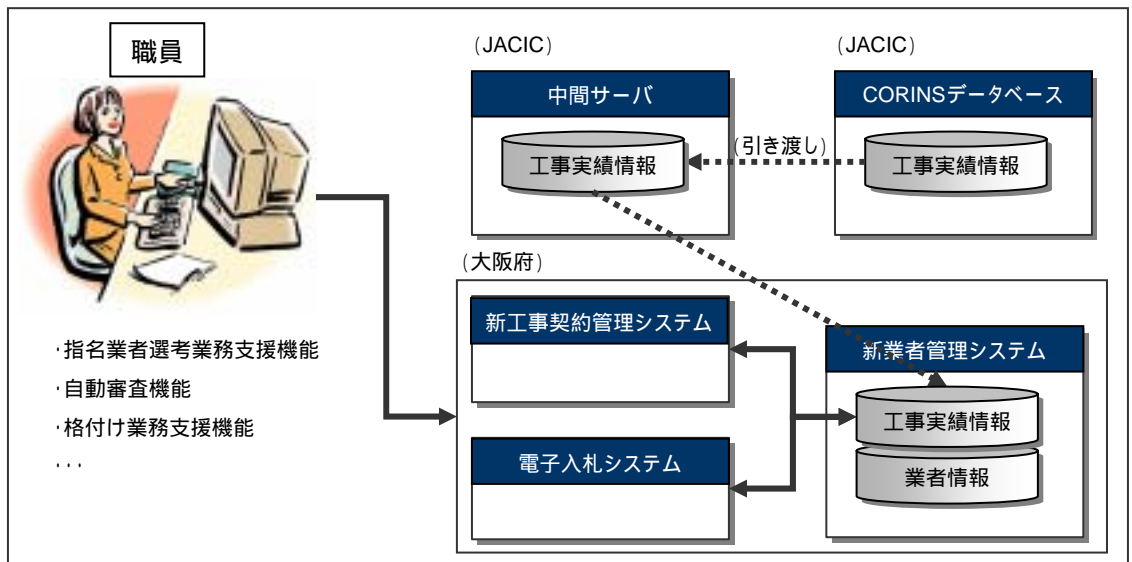


図 CORINSの運用イメージ

新業務においてはこれらの業務を専用のCORINS端末(JCIS)を用いることなく行うことができます。自動審査については、工事实績の審査条件を登録しておくことにより、入札参加資格申請時に自動的にチェックを行うことができます。

また専任制確認については、契約審査時に業者から申告してきた技術者情報を入力することにより、技術者の専任制情報のチェックを行います。グループ会社等の情報は勘案されないなどのデータベースの性質があるため、そこで疑義が生じた場合は、現行業務と同様に業者に直接連絡を取り疑義について確認します。

イ. 発注者支援データベース・システム、経営事項審査システム、建設業許可システムとの連携

a. 連携内容

経審点、監理技術者情報、建設業許可情報を新業者管理システムに取り込んで、自動審査及び指名業者選考支援、格付け時に利用します。

経営事項審査システム、建設業許可システムについては直接データを提供するサービスを行っていないため、CE財団が提供する発注者支援データベースシステムを用いて連携します。

b. 運用イメージ

CORINS等と同様に発注者支援データベースシステムの直接提供サービスを用いて、新業者管理システムに情報を取り込みます。

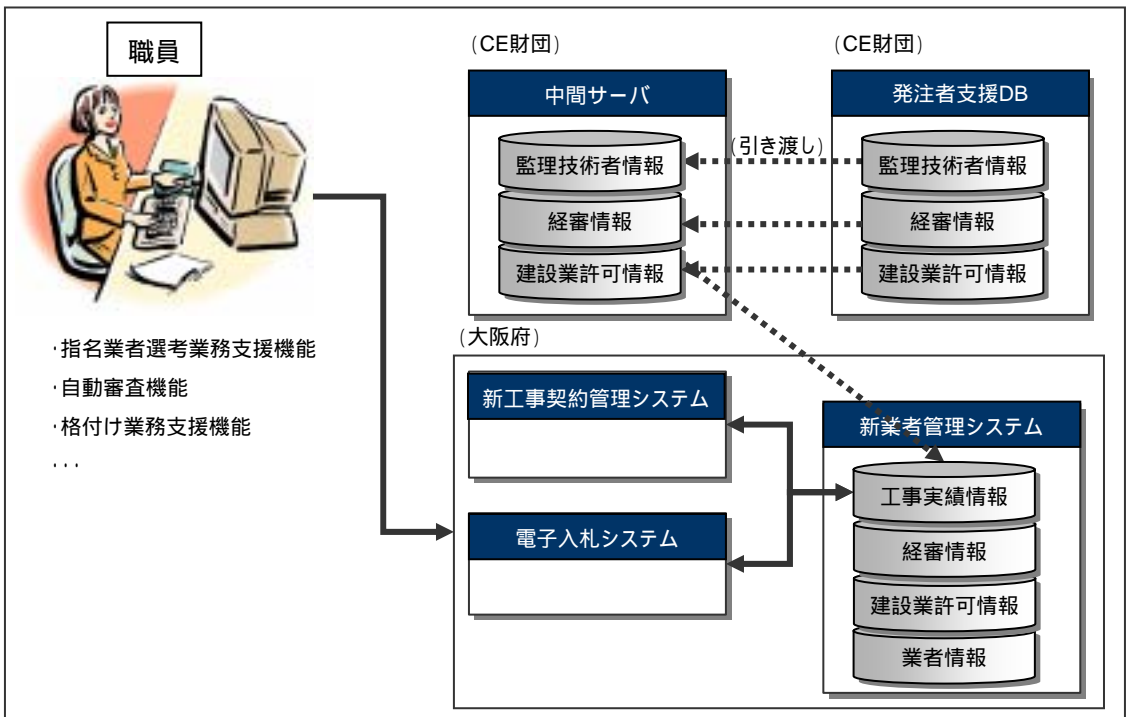


図 発注者支援データベース連携イメージ

現行の業務と同様に、経審点及び建設業許可情報を取り込みます。但し、新業者管理システムと自動連携することによって取り込み作業を削減することが可能になります。

また、経審点を自動審査項目として加えることによって、より客観的な審査を行えると同時に、システムで自動的にを行うことによって職員の稼働を削減できます。

これら外部データベースの情報は業者の申請とデータベースの更新のタイミングにタイムラグが生じる可能性があります。経審点の情報の基準日をもうけることで、データベースの真正性を担保することによる運用は可能ですが、あらかじめ業者に「入札日の 日前的」といった内容を入札説明書等に盛り込むことによって事前説明しておく必要があります。

ウ. 企業データベース(民間信用調査機関)との連携

a. 連携内容

入札参加資格申請の際に、ICカード情報と企業データベース情報を照合することにより業者情報の確認を行います。照合情報は、業者コード、代表者氏名、住所、会社名等を使用することとします。これらの情報を複数組み合わせせて候補をリスト化することにより、申請業者の本人性を確認することが出来ます。

b. 運用イメージ

電子申請システムから参加資格申請を行う際に、企業データベースと連携し当該情報をリスト表示します。

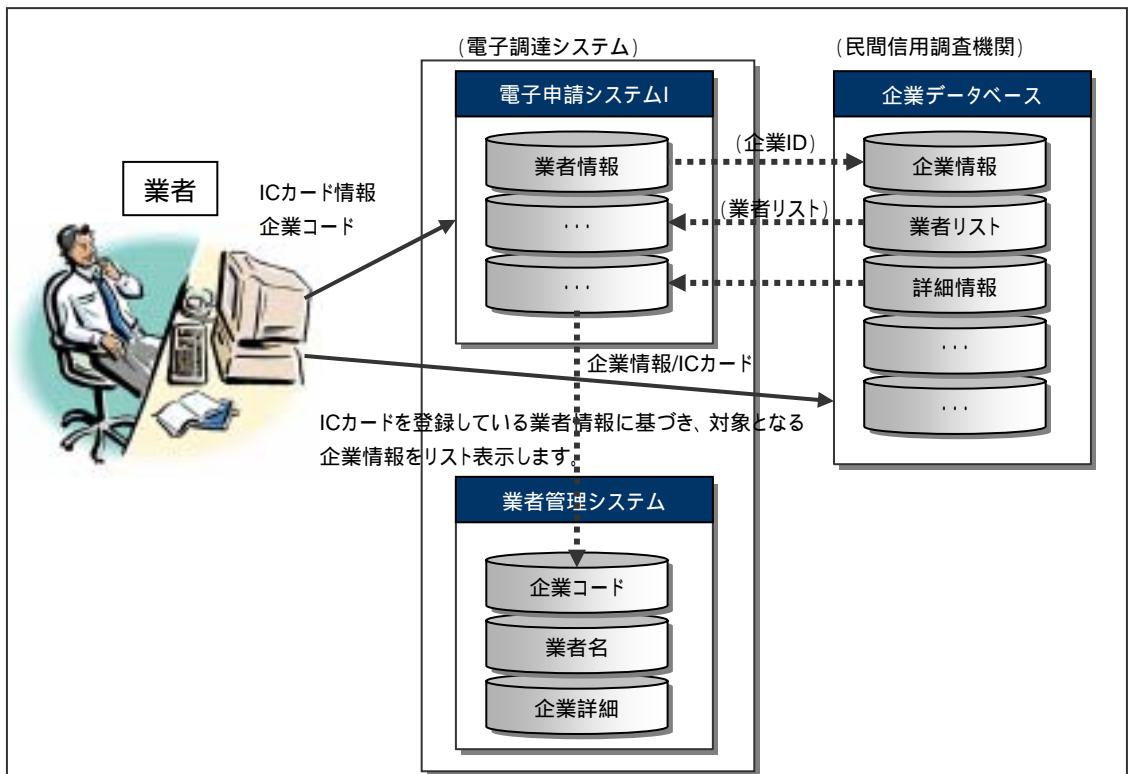


図 企業データベースの運用イメージ

業者によって挿入されたICカードの情報に基づいて、企業データベースへ候補企業の絞り込みを行います。また、現在インターネットに公開されている企業コードを登録業者に入力させることで、更に精度を高めることが可能です。民間信用調査機関に登録されていない業者については、仮番号の付与と民間信用調査機関の付番手続きが必要となります。

2回目の申請以降でICカードを既に登録している業者については、業者管理システムにより自動的に業者情報と関連付けられているため、自動的に自社の修正を行うことが出来ます。

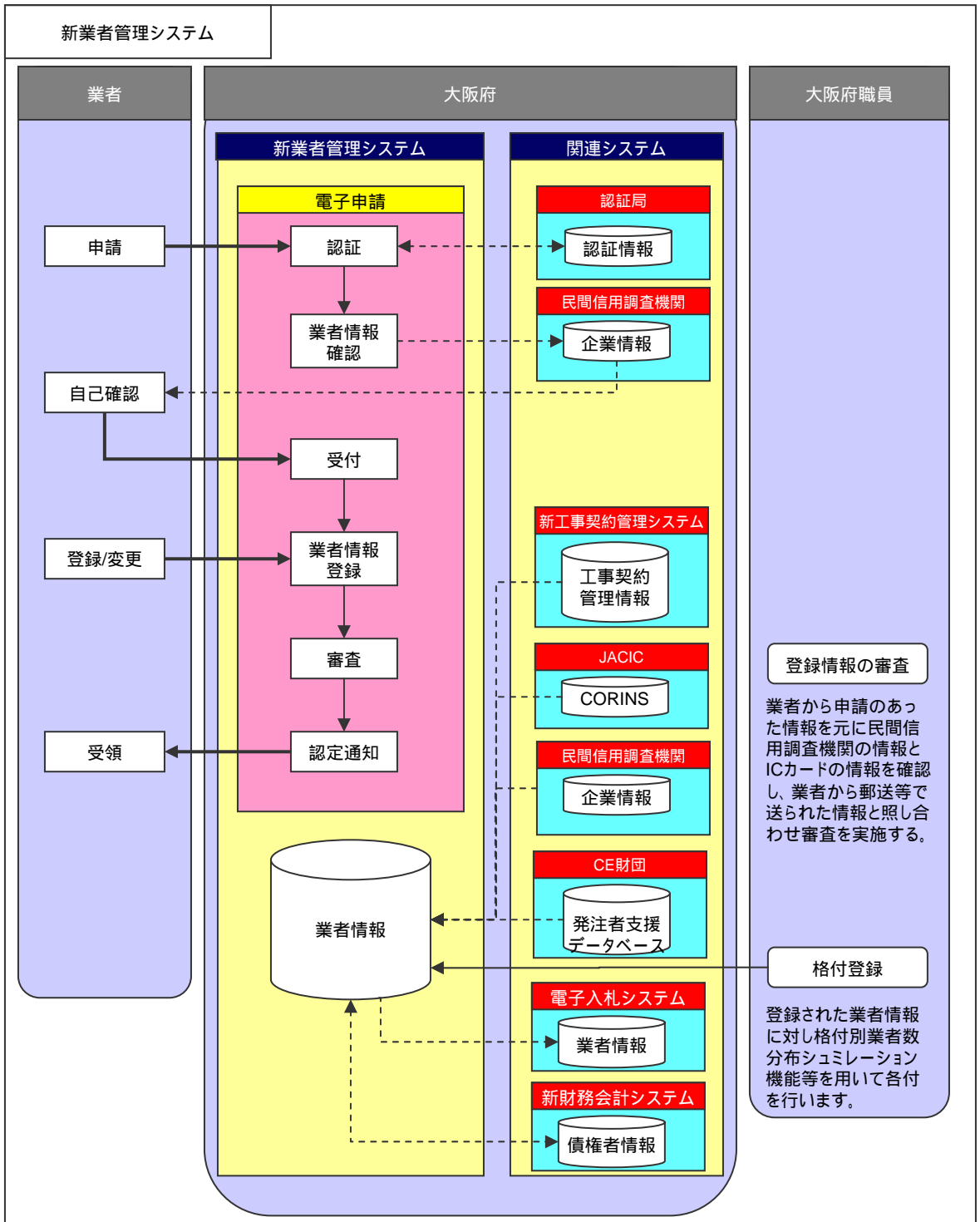
ICカードを複数枚所有している場合も会社特定が可能です。

5.4 大阪府電子調達システムの業務フロー(概要)

大阪府電子調達システムは、全庁統一の業務とすることで各部局ごとの特別な業務をなくすことにより部局間の垣根を取り払い、業者名を職員にも分からない仕組みにすることで、職員への不当な圧力や行為等を根本的に排除するシステムとします。また、業務の見直しをかけるとともに現業務をシステム化することによる効率化や、各業務に関連する他システムと互いに連携させることで、業務の効率化を図ります。

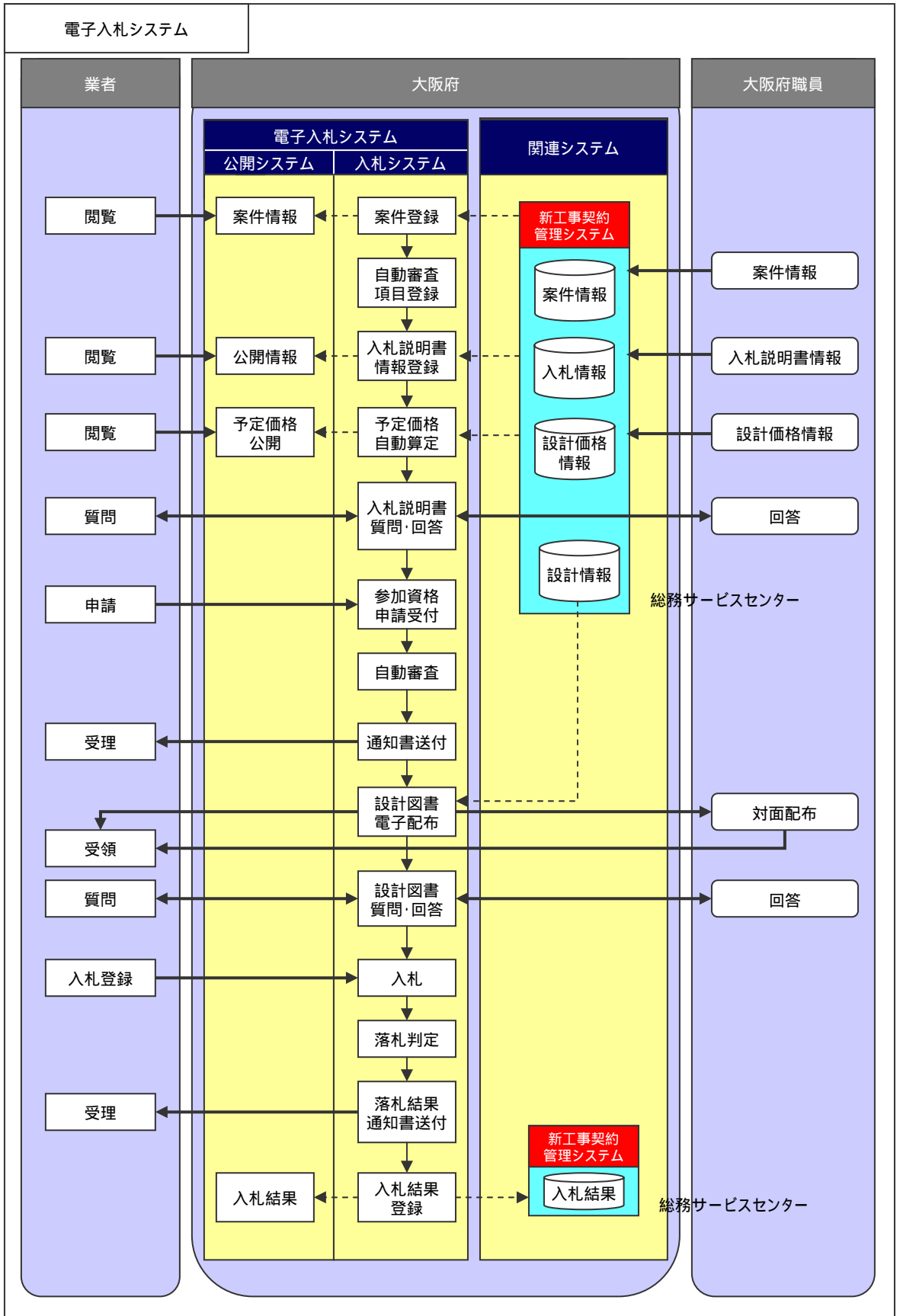
(1) 新業者管理システム

図 新業者管理フロー(概要)



(2) 電子入札システム

図 入札業務フロー(概要)



物品については総務サービスセンターの物品調達システムと連携を行います。

(3) 新工事契約管理システム

図 新工事契約管理フロー1(概要)

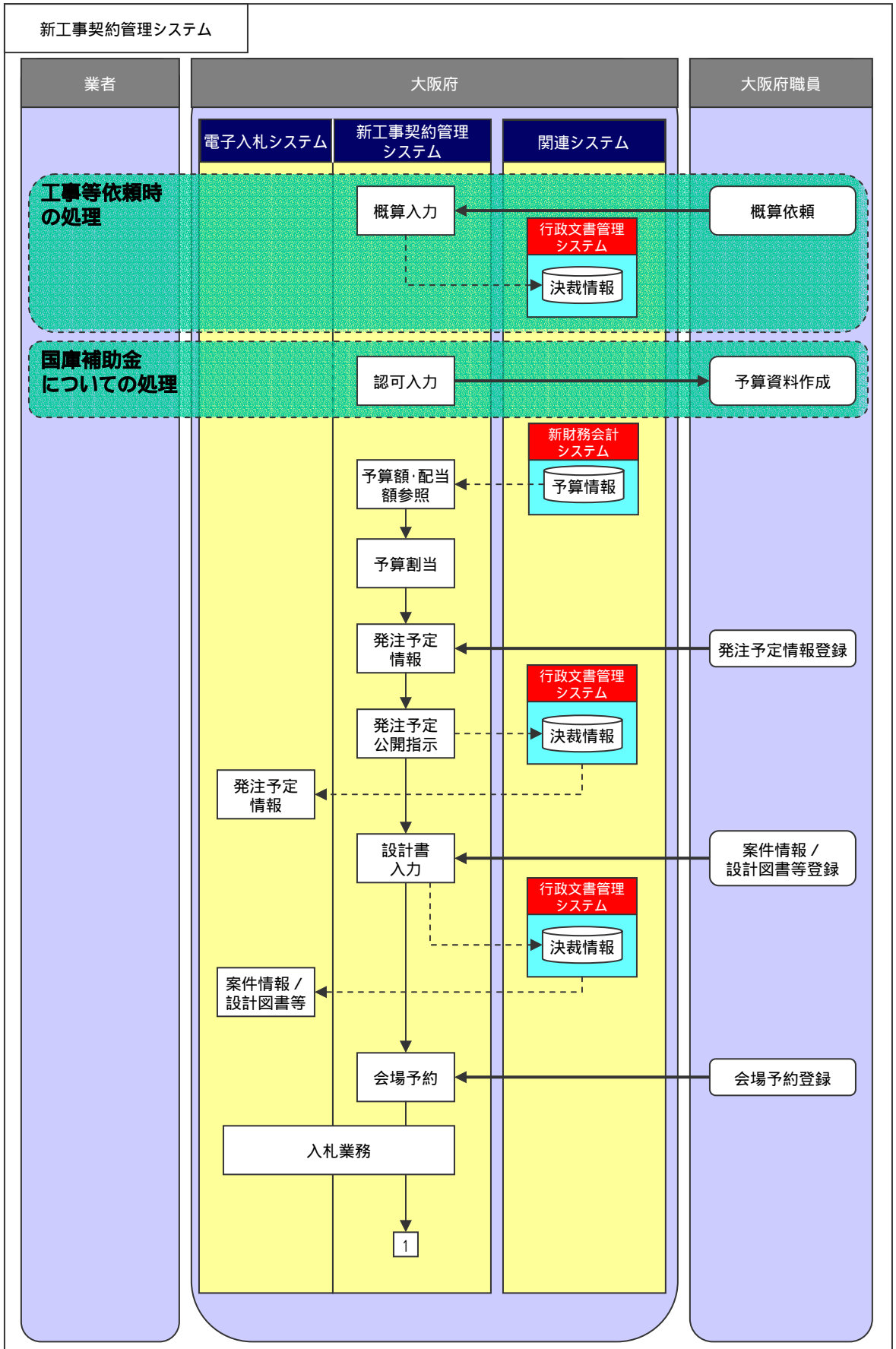


図 新工事契約管理フロー2(概要)

